

福生市高齢者福祉計画・
介護保険事業計画（第10期）

令和9年度～令和11年度

素 案

令和9年3月
福生市

はじめに
(市長挨拶)

目次

第Ⅰ部 総論	1
第Ⅰ章 計画策定の趣旨	2
1 計画策定の背景	2
2 高齢者福祉を取り巻く国の動向	3
3 計画の目的と位置付け	6
4 福生市地域福祉計画(第7期)との関係	7
5 SDGsとの関係	8
6 計画の期間	9
7 計画の策定過程	9
第2章 福生市の高齢者を取り巻く現状	10
1 高齢者の現状	10
2 要介護・要支援認定者(第Ⅰ号被保険者のみ)の状況	15
3 介護保険制度における認知症者の状況	16
4 高齢者生活実態調査・介護人材実態調査の概要	17
第3章 計画の基本的考え方	34
1 本計画のポイント	34
2 計画の基本理念・基本方針	40
3 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた方向性	42
第2部 高齢者福祉計画・介護保険事業計画	45
第Ⅰ章 施策の体系	46
第2章 高齢者福祉計画	48
1 基本方針Ⅰ いきいきとすこやかに、自分らしく地域で過ごす	48
2 基本方針Ⅱ 地域で安心した生活を送る	52
3 基本方針Ⅲ 認知症と共に生きる地域に向けて(認知症施策推進計画)	58
4 基本方針Ⅳ 地域で支えあう介護の実現	62
第3章 介護保険事業計画	70
1 介護保険事業の体系	70
2 介護保険事業の利用状況	72
3 介護保険事業の展開	83
4 第Ⅰ号被保険者(65歳以上)介護保険料の見込み	115
第4章 計画の総合的な推進体制と進行管理	126
1 計画推進の体制	126
2 計画の進行管理	126

第3部 資料	128
1 用語解説	129
2 福生市地域福祉推進委員会条例	130
3 福生市地域福祉推進委員会委員名簿	131
4 策定までの経過	132
5 諮問書及び答申書(写し)	133

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

わが国の高齢者人口（65 歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、令和 8 年 1 月（2026 年）の高齢化率は 29.0%となっています。令和 7（2025）年にはいわゆる団塊の世代が 75 歳以上となり、後期高齢者の増加が見込まれます。

国立社会保障・人口問題研究所が令和 5（2023）年に推計した「日本の将来推計人口」によれば、全国では 65 歳以上人口は令和 25（2043）年まで、75 歳以上人口は令和 37（2055）年まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する 85 歳以上人口は令和 18（2036）年には 1 千万人を超えることが見込まれます。一方で、生産年齢人口は減少していく見通しです。

このような人口構造の変化を踏まえ、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

また、高齢単身世帯や 85 歳以上人口の増加に伴い、医療・介護双方のニーズを有する高齢者や、頼れる身寄りがいない高齢者などへの支援の必要性が高まっています。こうした多様なニーズに対応するため、地域包括ケアシステムを深化・推進し、医療・介護をはじめとする関係機関が連携した切れ目のない支援体制を充実していくことが重要です。

本市では、令和 6 年 3 月に策定した「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 9 期）」において、基本理念である「住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために～地域包括ケアシステムの深化・推進～」の実現に向け、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けた取組を行ってまいりました。このたび計画期間が満了することから、国の第 10 期計画の基本指針に基づき、急速な高齢化に伴う、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く様々な課題等を踏まえ、「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 10 期）」の策定を進めました。

2 高齢者福祉を取り巻く国の動向

(1) 認知症基本法

令和6(2024)年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。認知症のある人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を目指し、認知症に関する理解の促進、本人の意思決定支援及び権利利益の保護、相談体制の整備など、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

◇主な施策

①認知症に関する正しい理解の促進

・認知症に関する正しい知識と認知症のある人への理解を深めるため、教育や普及啓発等を推進。

②認知症のある人の生活におけるバリアフリーの推進

・認知症の人が自立して安心して暮らせるよう、移動や見守りなどの地域の環境整備や、利用しやすい製品・サービスの普及等を推進。

③認知症のある人の社会参加の促進

・認知症のある人が生きがいや希望を持って暮らせるよう、社会参加の機会を確保するとともに、若年性認知症の人等の就労を支援。

④認知症のある人の意思決定支援及び権利利益の保護

・認知症のある人の意思を尊重した意思決定を支援するとともに、分かりやすい情報提供や消費者被害の防止等により、権利利益を保護。

⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備

・認知症のある人の状況に応じた適切な保健医療・福祉サービスを切れ目なく提供できるよう、関係機関の連携や人材の確保・育成等を推進。

⑥相談体制の整備

・認知症のある人や家族等の状況に応じて総合的に相談に対応できる体制を整備するとともに、本人や家族等の孤立を防ぐための支援を推進。

⑦認知症の予防及び早期発見・早期対応の推進

- ・希望する人が科学的知見に基づく認知症予防に取り組めるよう、知識の普及や地域での活動を推進。
- ・認知症や軽度認知障害の早期発見・早期診断・早期対応に向け、地域包括支援センターや医療機関等の連携体制を整備。

(2) 社会福祉法等の一部を改正する法律

令和9(2027)年4月施行予定の社会福祉法等の一部改正では、介護保険法や老人福祉法などの関係法令についても見直しが行われ、多様化・複雑化する福祉ニーズへの対応や福祉サービスの質の向上を図るため、支援体制の強化が進められます。

◇主な改正内容

①頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

- ・頼れる身寄りがいない高齢者等に対し、金銭管理や福祉サービスの利用援助、入院・入所の手続、死後の手続などを支援する仕組みを整備。
- ・これらの支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、地域包括支援センター等による相談対応や関係者間の連携を推進。

②有料老人ホーム制度の見直し

- ・中重度の要介護者等を対象とする一部の有料老人ホームに登録制を導入し、運営・人員基準や利用者保護に関する規制を整備。
- ・いわゆる「囲い込み」への対策として、ケアマネジメント等の独立性を確保するとともに、ケアプランの作成と地域とのつながりへの支援を一体的に行う仕組みを創設。

③介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

- ・「通いの場」を拠点として、介護予防に加え、地域の通いの場への支援や移動手段の確保等を実施。
- ・地域のニーズに応じて、こども・障害・生活困窮等の分野を超えた支援機能を拡充し、地域支援事業(総合事業)として実施。

④成年後見制度等を活用した権利擁護支援の充実

- ・成年後見制度等を適切に利用できるよう、権利擁護に取り組む支援者への支援や、地域の関係機関・民間団体の連携体制を強化。
- ・「地域権利擁護相談支援センター」や関係者による会議体の設置を法定化し、市町村の取組を支援。

⑤介護保険事業（支援）計画の見直し

- ・2040年頃を見据え、介護サービス量の中長期的な推計や、将来のサービス提供体制の確保に関する施策を計画の必須記載事項に追加。
- ・市町村の計画では、医療と介護の連携状況や、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等の入居定員を勘案してサービス見込量を設定。

⑥その他

- ・夜間対応型訪問介護を廃止して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合。

(3) 令和9年度介護報酬改定

令和9(2027)年度介護報酬改定では、介護人材の確保・定着や介護サービス事業者の経営の安定、介護現場の生産性向上などを図るため、介護報酬の見直しが行われました。

3 計画の目的と位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条の8に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第 117 条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

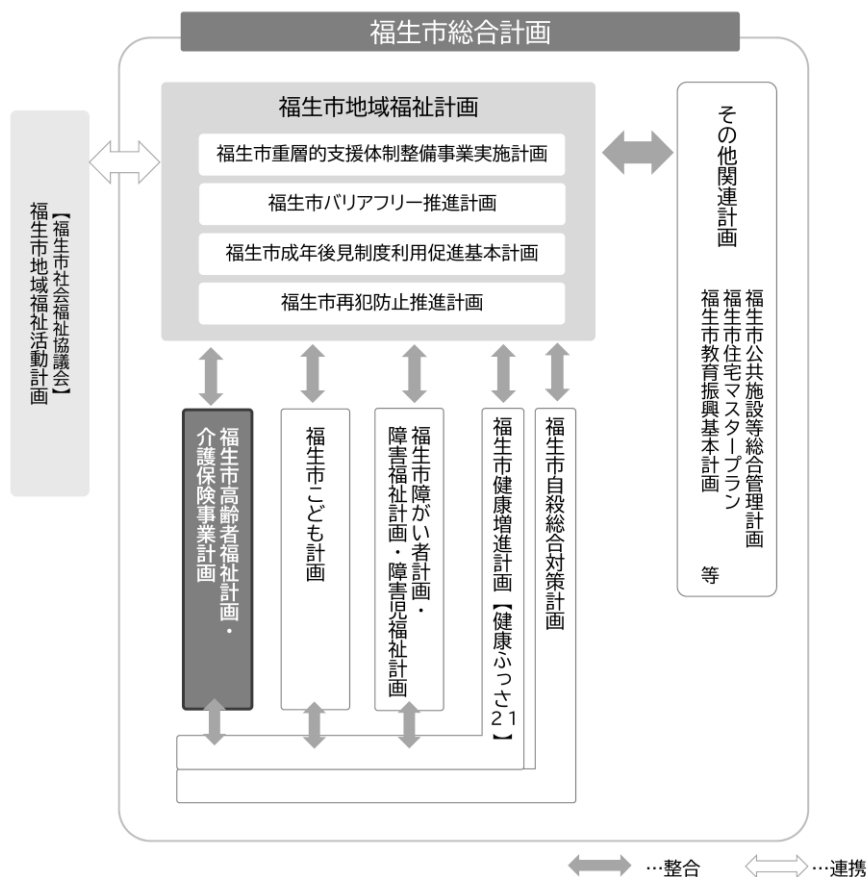
老人福祉計画は、高齢者福祉施策の基本的な方向性を定める計画です。

介護保険事業計画は、要介護者等の状況や介護サービスの利用見込みを踏まえ、必要な介護サービス量を見込み、その提供体制を確保するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図るための計画です。

また、本計画は、「福生市総合計画」を上位計画とし、「福生市地域福祉計画」をはじめとする関連計画との整合・連携を図りながら策定します。

加えて、令和6(2024)年に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」第 13 条に基づき、「認知症施策推進計画」を策定します。なお、上記の計画は、密接な関連性を持つことから本計画と一体のものとして定めることとされています。

さらに、本計画は、令和 22(2040)年を見据え、中長期的な人口動態や介護ニーズを踏まえ、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の確保や地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた施策の方向性を定めるものです。



4 福生市地域福祉計画(第7期)との関係

地域福祉計画は、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項を定める、福祉分野の上位計画として位置付けられており、各分野に共通する考え方を示すものです。

「第7期福生市地域福祉計画」では、地域共生社会の実現に向け、基本理念を「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」とし、その実現に向けて、下記の3つの基本目標を掲げています。

本計画においても、この基本理念及び基本目標を踏まえ、高齢者福祉施策を推進します。

基本目標1 地域の支え合い・担い手づくり

同じ地域に住む住民同士が顔の見える関係をつくり、孤立を防ぐとともに、日常的な見守りや支え合い、助け合い活動を行うことができるよう、日常的な交流の場づくりや、福祉教育、町会・自治会や民生委員・児童委員など地域の団体や組織の活動への支援を行います。

また、NPO・ボランティア活動を支援するとともに、連携体制の構築に取り組みます。

基本目標2 安心して住み続けられる地域づくり

高齢者単身世帯や要介護認定者、障害者手帳登録者等、日常的な見守りや支援が必要な人の増加が見込まれる中、一人ひとりが安心して地域で生活できるよう、成年後見制度をはじめとする権利擁護の支援のためのネットワークづくりに取り組みます。

また、自然災害や感染症、犯罪をはじめとする、生活上の脅威や不安に対し、地域全体で助け合うことができるよう、安全安心な地域づくりに取り組みます。

基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり

生活課題を抱える個人や世帯が適切な支援につながるよう、介護、障害、子育て、生活困窮等の各分野における相談支援体制や、住まいや就労などの生活課題の解決に向けた横断的な相談体制の充実に取り組むとともに、市民が必要な福祉情報を正しく受け取ることができるよう情報提供体制の充実に取り組みます。

また、行政の分野横断的な連携体制のほか、地域の様々な関係団体等との連携を強め、地域福祉推進に向けた体制を強化します。

5 SDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標 エスディージーズ）は、「Sustainable Development Goals」を省略したもので、平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された国際目標です。「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、環境、社会、人権、教育など、世界が抱える様々な問題の解決を目指し、平成 28 年から令和 12 年までを期間として、17 のゴール、169 のターゲットから構成されています。

福生市では、福生市総合計画（第 5 期）後期基本計画において、各施策と SDGs の 17 のゴールの関連性を示しています。

このことを踏まえ、SDGs が目指す「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、本計画の各施策との関連性を踏まえ、特に関連の深い次のゴールの実現を見据えて、各施策を推進します。



目標 1〔貧困〕

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



目標 10〔不平等〕

国内及び各国家間の不平等を是正する。



目標 3〔保健〕

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



目標 11〔持続可能な都市〕

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



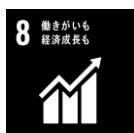
目標 4〔教育〕

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



目標 16〔平和〕

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



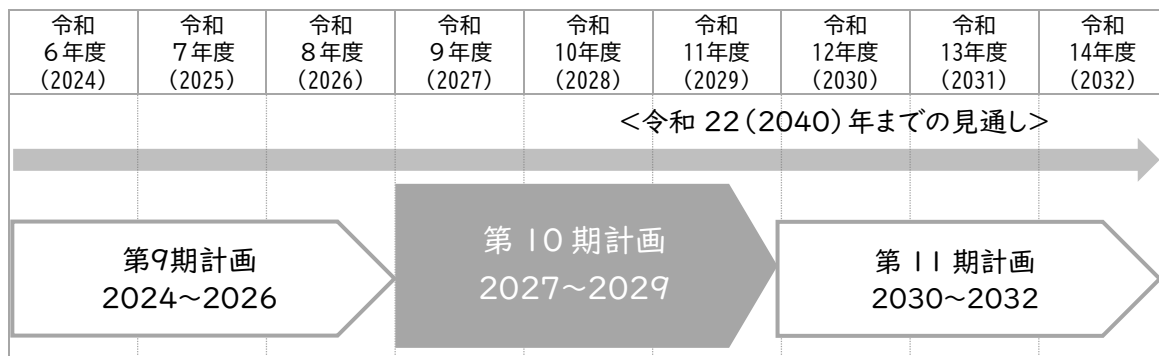
目標 8〔経済成長と雇用〕

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。

6 計画の期間

本計画の計画期間は、令和9(2027)年度から令和11(2029)年度までの3年間ですが、令和22(2040)年を見据えたサービス・給付・保険料の水準を推計し、施策の展開を図ります。

【計画期間】



7 計画の策定過程

計画の策定に当たり、高齢者の生活状況、介護サービスの需要等を把握するため、令和7(2025)年度に65歳以上の市民の方を対象とした高齢者生活実態調査及び市内の介護事業者を対象とした「介護人材実態調査」を実施しました。

計画の基本的な考え方、内容等については、福生市地域福祉推進委員会に諮問し、前述の調査結果、パブリックコメントを基に、6回にわたる福生市地域福祉推進委員会を経て出された答申を踏まえ、本計画は策定されました。

第2章 福生市の高齢者を取り巻く現状

1 高齢者の現状

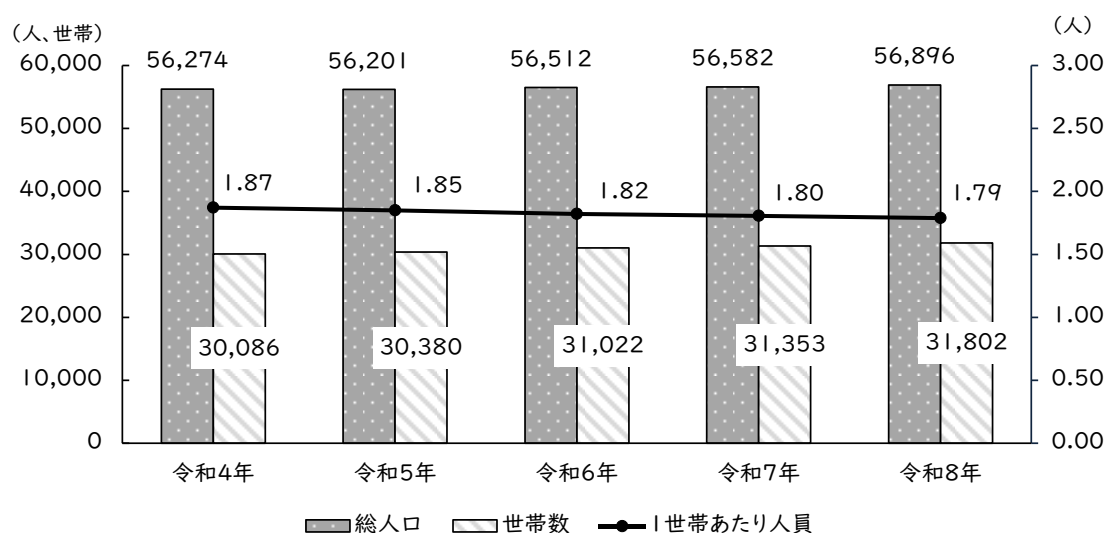
(1) 総人口と世帯数

福生市の総人口、世帯数は、令和 5 年まで減少傾向にありましたが、以降は増加しています。令和 8 (2026) 年 1 月 1 日現在の総人口は 56,896 人となっており、世帯数は 31,802 世帯となっています。1 世帯あたりの人員数は 1.79 人と年々減少しています。

【総人口と世帯数の推移】

区分	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)
0~39 歳	21,072 人	20,911 人	21,246 人	21,365 人	21,697 人
40~64 歳	19,771 人	19,788 人	19,680 人	19,616 人	19,530 人
65 歳以上	15,431 人	15,502 人	15,586 人	15,601 人	15,669 人
総人口	56,274 人	56,201 人	56,512 人	56,582 人	56,896 人
世帯数	30,086 世帯	30,380 世帯	31,022 世帯	31,353 世帯	31,802 世帯

資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）



資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

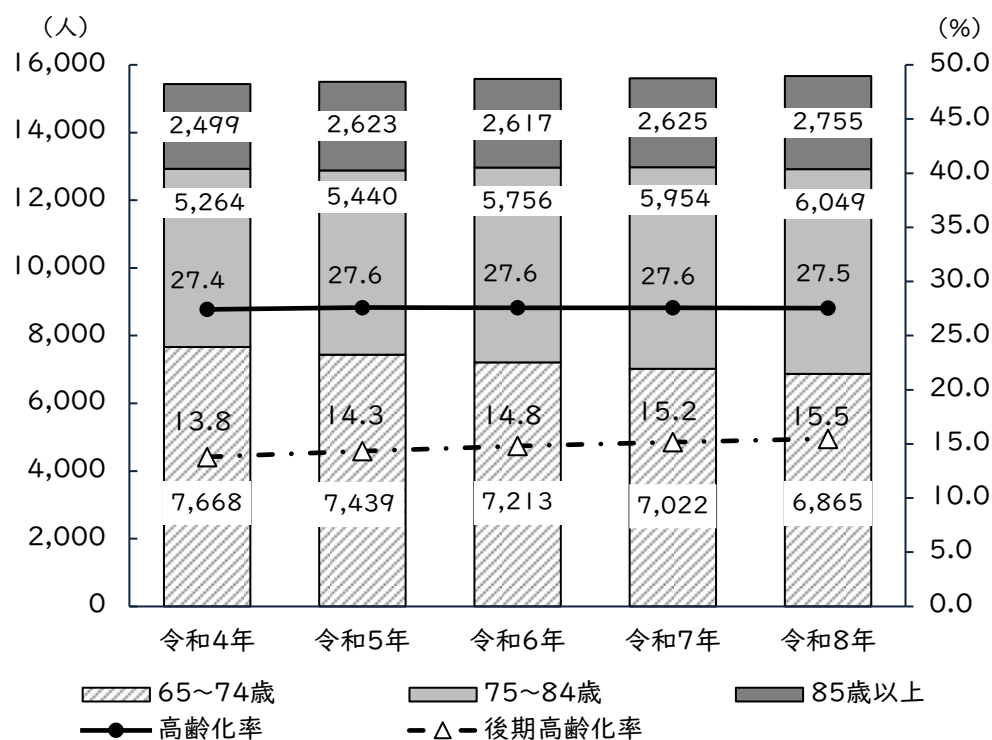
(2)高齢者人口の推移

高齢者人口は年々増加しており、令和8(2026)年1月1日現在では15,669人、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は27.5%、後期高齢化率(総人口に占める75歳以上人口の割合)は15.5%となっています。

【高齢者人口の推移】

区分	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)
総人口	56,274人	56,201人	56,512人	56,582人	56,896人
65～74歳	7,668人	7,439人	7,213人	7,022人	6,865人
75～84歳	5,264人	5,440人	5,756人	5,954人	6,049人
85歳以上	2,499人	2,623人	2,617人	2,625人	2,755人
高齢者人口	15,431人	15,502人	15,586人	15,601人	15,669人
高齢化率	27.4%	27.6%	27.6%	27.6%	27.5%
後期高齢化率	13.8%	14.3%	14.8%	15.2%	15.5%

資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

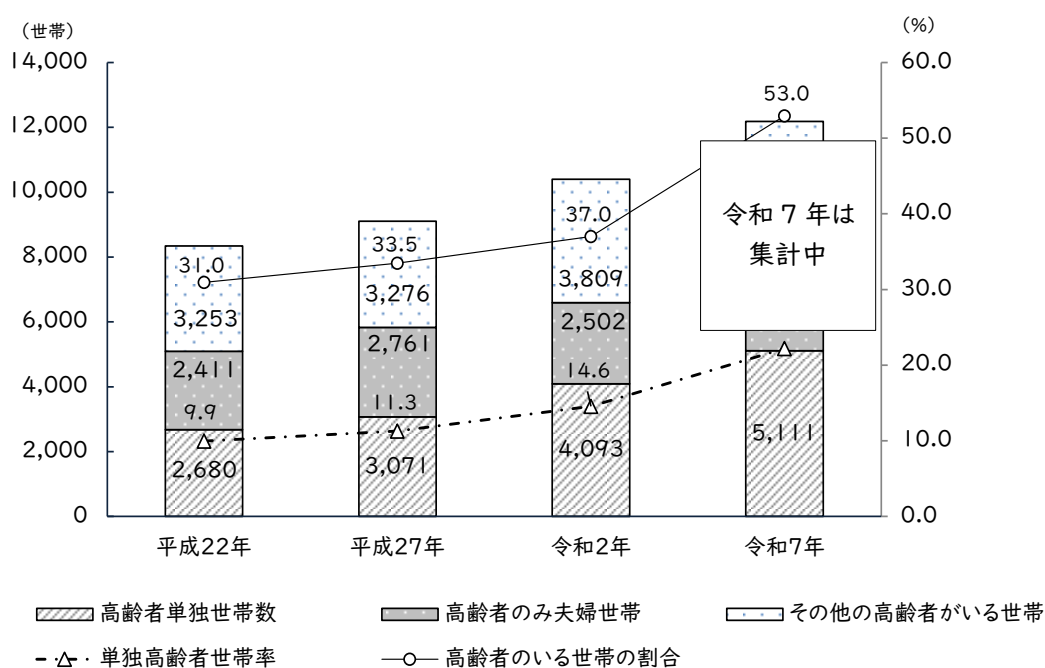


資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

(3) 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯数は年々増加しており、令和2年時点では **10,404** 世帯、一般世帯数に占める割合は **37.0%** となっています。内訳をみると、特に高齢者単身世帯は平成22年の2,680世帯から令和2年には **4,093** 世帯へと増加しています。

【高齢者のいる世帯数の推移】



資料: 国勢調査

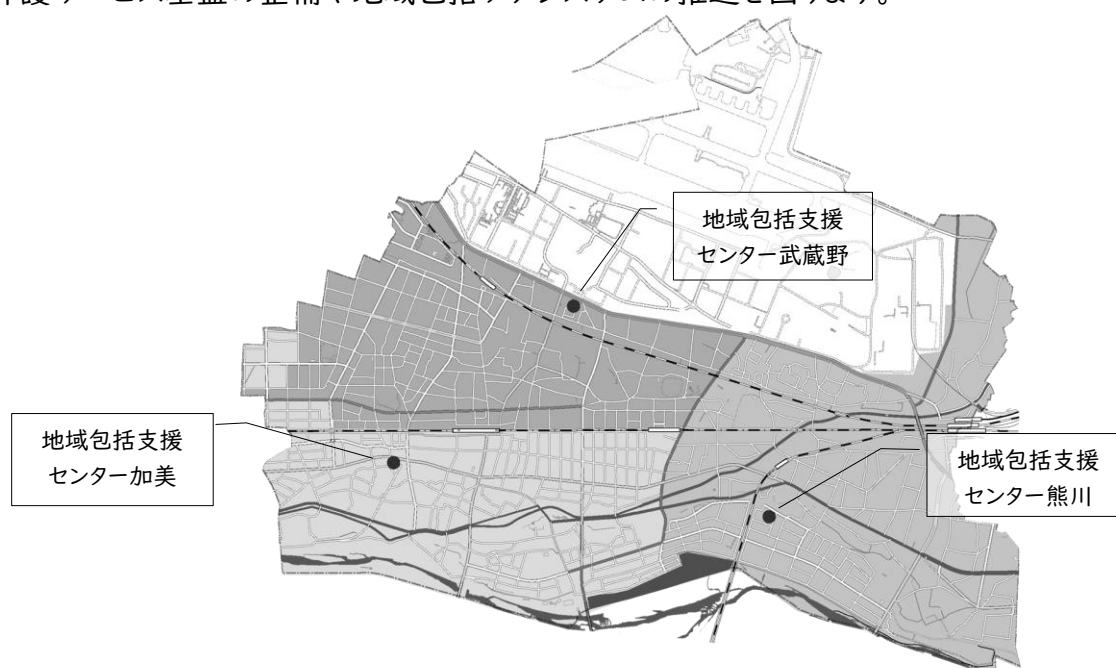
(4)日常生活圏域と地域包括支援センター

日常生活圏域とは、介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画の基本指針に示された考え方であり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護サービス基盤の整備を進めるために設定するものです。

地域包括支援センターは、第8期計画期間中の令和4(2022)年4月に2か所から3か所へ再編し、高齢者の身近な相談窓口として相談支援体制の充実を図ってきました。

今後、後期高齢者の増加や介護ニーズの多様化・複雑化が見込まれる中、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備や地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、よりきめ細かな圏域設定が求められています。

このため第 10 期より、日常生活圏域を1圏域から3圏域へ見直します。新たな日常生活圏域は、現在の地域包括支援センターの担当区域に合わせて設定し、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備や地域包括ケアシステムの推進を図ります。



	町会・自治会
地域包括支援センター 加美	牛浜第一、志茂第一、志茂第二、本町第一、本町、本町中央、本町第六、永田、長沢、加美、加美平住宅
地域包括支援センター 武蔵野	牛浜第二、原ヶ谷戸、本町第七、本町第八第一、本町第八第二、武蔵野台一丁目
地域包括支援センター 熊川	福生熊川住宅、南、内出、武蔵野、南田園一丁目、南田園二丁目、南田園三丁目、富士見台、福栄、福東、玉川台、福生団地、鍋ヶ谷戸第一、鍋ヶ谷戸第二、熊川牛浜

区分	市全体	地域包括支援 センター加美	地域包括支援セ ンター武蔵野	地域包括支援 センター熊川
総人口	56,896 人	15,971 人	18,362 人	22,563 人
65～74 歳	6,865 人	1,965 人	2,338 人	2,562 人
75 歳以上	8,804 人	2,719 人	2,541 人	3,544 人
高齢者人口	15,669 人	4,684 人	4,879 人	6,106 人
前期高齢化率	12.1%	12.3%	12.7%	11.4%
後期高齢化率	15.5%	17.0%	13.8%	15.7%
高齢化率	27.5%	29.3%	26.6%	27.1%
認定者数	3,137 人	716 人	857 人	1,278 人

資料：住民基本台帳（令和 8 年 1 月 1 日時点）

※認定者数のみ事務報告（令和 8 年 4 月 1 日時点）

コラム

内容検討中

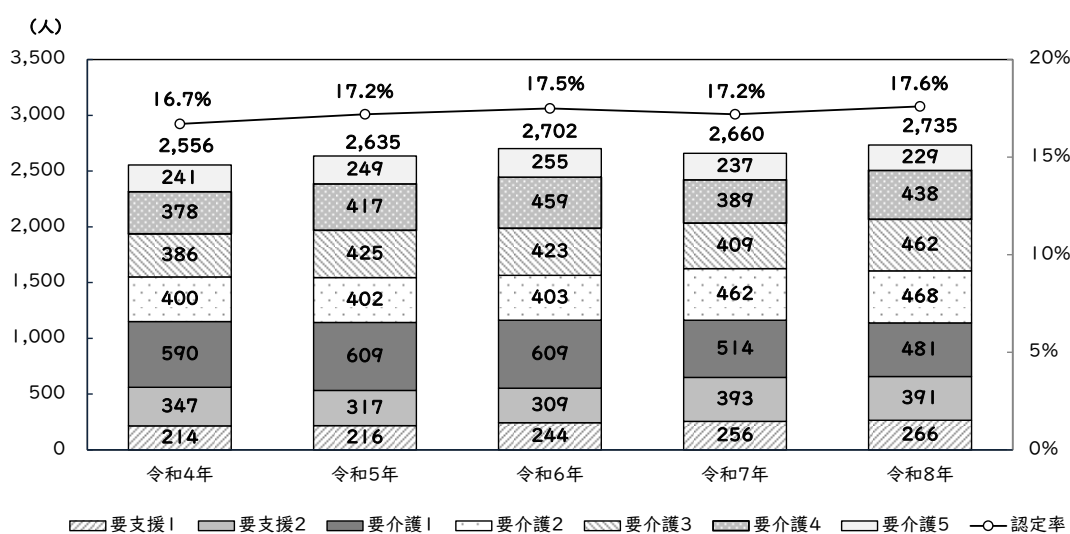
2 要介護・要支援認定者(第1号被保険者のみ)の状況

要介護・要支援認定者数(第1号被保険者のみ)は、令和8(2026)年3月末現在には2,735人と、令和4(2022)年と比べて約7.0%増加しています。

認定率(第1号被保険者に占める65歳以上の認定者数の割合)は、令和8(2026)年3月末現在で17.6%となっており、令和4(2022)年と比べて0.9%増加しています。

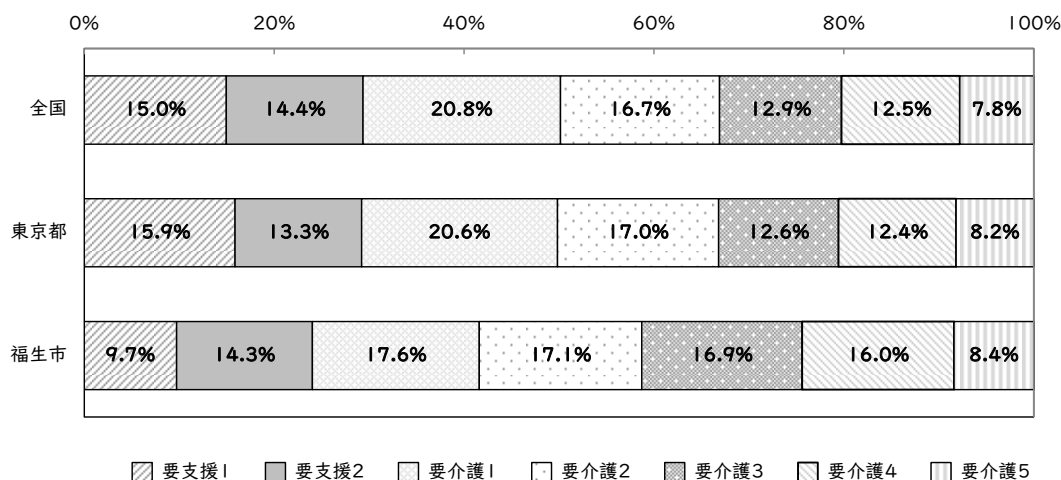
要介護・要支援認定者の構成比では、福生市は全国・東京都に比べて要支援1及び要介護1の割合が低い一方、要介護3及び要介護4の割合が高くなっています。

【要介護・要支援認定者数(第1号被保険者のみ)】



資料:介護保険事業状況報告(各年3月末時点)

【要介護・要支援認定者の構成比(第1号被保険者のみ)】



資料:介護保険事業状況報告(各年3月末時点)

3 介護保険制度における認知症者の状況

要介護認定の申請件数のうち、日常生活の自立度がレベルⅡ以上の認知症であると判断された人の割合は、統計のある平成 20(2008)年度以降半数を超えています。令和7年(2025)年度では55.3%となっていて、**そのうち、〇割以上の方が地域で暮らしています。**

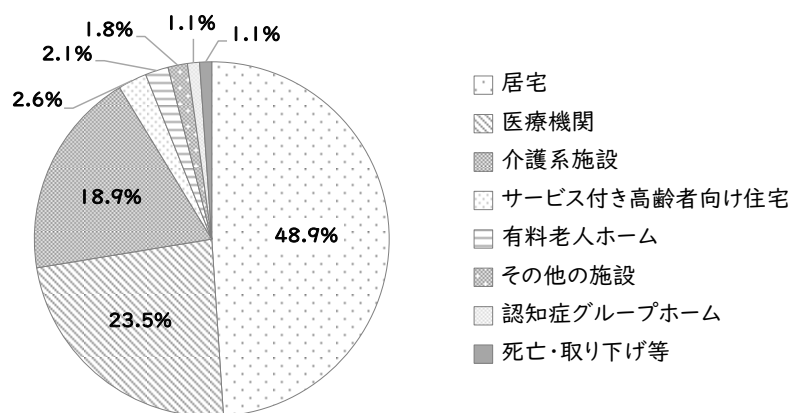
認知症高齢者の日常生活自立度の構成比では、福生市は全国・東京都に比べて「自立」の割合が低く、「Ⅲ」以上の割合が高くなっています。

【認知症者】

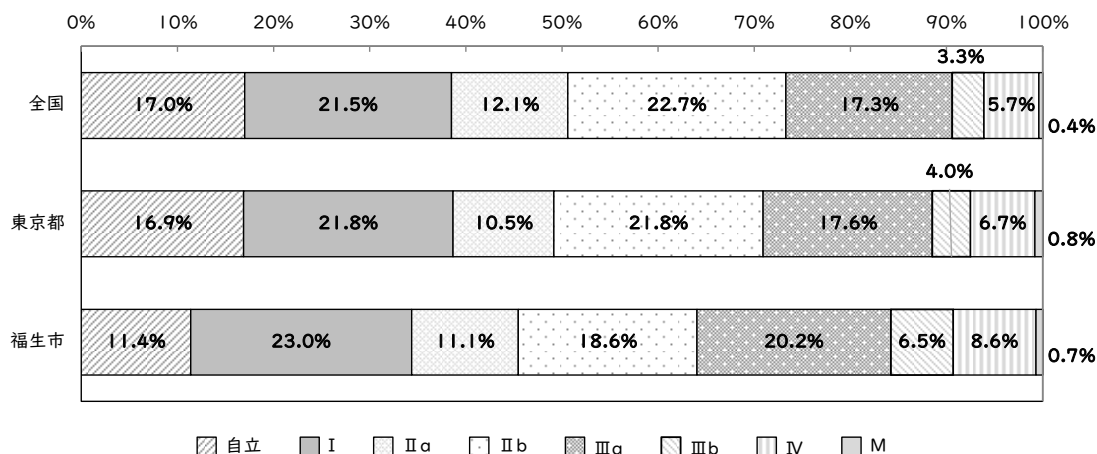
	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)
要介護認定申請件数 (新規・区分申請等)	2,558 件	3,141 件	3,055 件	2,803 件	2,173 件
認知症者(認知症高齢者の自立度 Ⅱ以上)の割合	59.6%	59.9%	55.2%	54.9%	55.3%

資料：各年度末実績

【認知症者の生活場所内訳】



【認知症者の自立度の構成比】



4 高齢者生活実態調査・介護人材実態調査の概要

(1)調査の概要

「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第10期)」を策定の基礎資料とするため、高齢者生活実態調査、及び介護人材実態調査を実施しました。概要は次のとおりです。

①高齢者実態調査

○調査基準日

令和7年10月1日

○調査対象

調査名	調査対象	調査人数
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	要支援・要介護の認定を受けていない65歳以上の方	2,000人 (無作為抽出)
	要支援1または要支援2の認定を受けた方	500人 (無作為抽出)
在宅介護実態調査	要介護1～5の認定を受けた在宅の方	1,300人 (無作為抽出)

○調査期間

令和7年11月10日～12月1日

○調査方法

郵送配布、Web回答

○回収状況

調査名	配布数	有効 回収数	有効 回収率	郵送 回答数(%)	Web 回答数(%)
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	2,500	1,727	69.1%	1,535 (88.9%)	192 (11.1%)
在宅介護実態調査	1,300	741	57.0%	643 (86.8%)	98 (13.2%)
合計	3,800	2,468	64.9%	2,178 (88.2%)	290 (11.8%)

②介護人材実態調査

○調査基準日

令和7年12月時点

○調査対象

調査名	調査対象	調査件数
訪問系事業者調査	○訪問系サービス 訪問介護、訪問型サービス(総合事業)	12件
施設・通所系事業者調査	○施設・居住系サービス 特別養護老人ホーム(地域密着型含む)、介護老人保健施設、ショートステイ、グループホーム、特定施設(地域密着型含む) ○通所系サービス 通所介護(地域密着型含む)、通所リハビリテーション、通所型サービス(総合事業)	39件
居宅介護支援事業者調査	○居宅介護支援	14件

○調査期間

令和8年1月16日～2月16日

○調査方法

郵送及びメール配布

○回収状況

調査名 12	配布数	有効 回収数	有効 回収率	郵送 回答数(%)	メール 回答数(%)
訪問系事業者調査		9	75.0%	2 (22.2%)	7 (77.8%)
施設・通所系事業者調査 14		33	84.6%	17 (51.5%)	16 (48.5%)
居宅介護支援事業者調査 65		11	78.6%	6 (54.5%)	5 (45.5%)
合計		53	81.5%	25 (47.2%)	28 (52.8%)

○報告書の見方

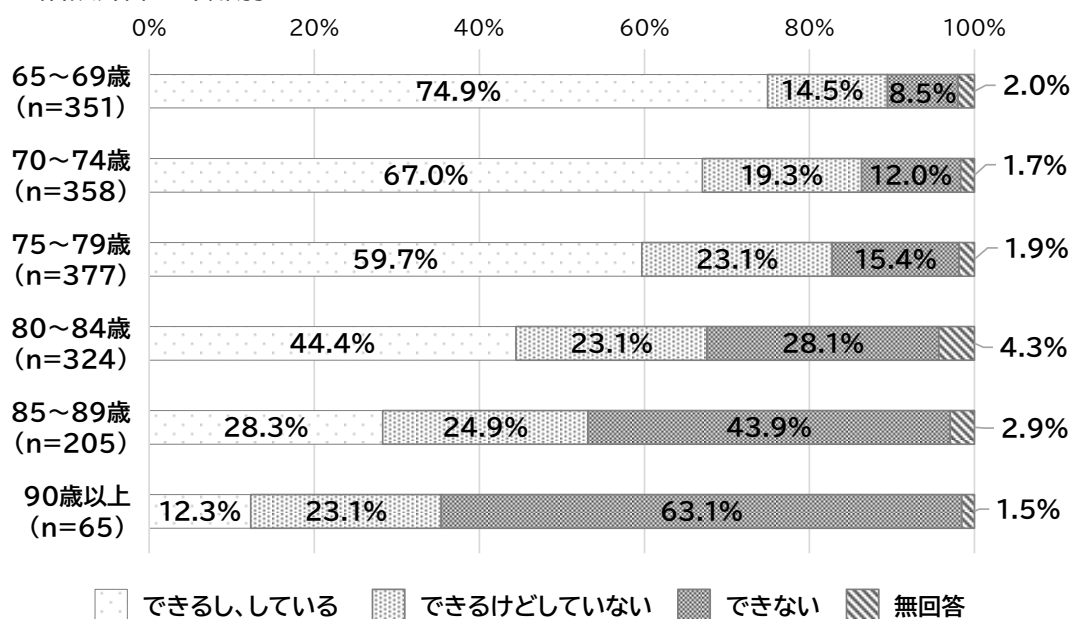
・図表中の「n」は各設問に該当する回答者の総数であり、回答率(%)の母数をあらわしています。また、回答率は小数点第2位を四捨五入して掲載しているため、合計が100%にならないことがあります。また、回答者が2つ以上回答することができる質問(複数回答)の場合、その回答率の合計は100%を超えることがあります。

(2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 結果

①身体機能と外出頻度について

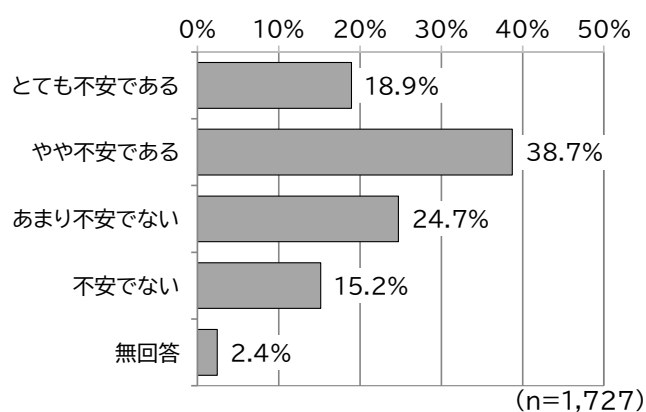
- 階段を手すりや壁をつたわずに昇ることが「できない」と回答した人の割合は、年齢が上がるにつれて高くなり、90歳以上の人で63.1%となっています。

■階段昇降／年齢別



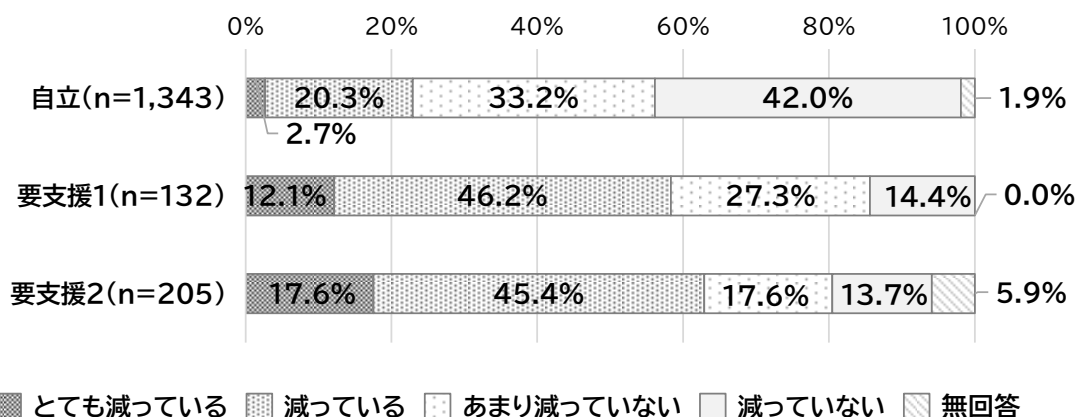
- 転倒に対して、「やや不安である」と「とても不安である」を合わせると57.6%となっており、約6割の人が不安を感じています。

■転倒に対する不安



- 外出回数が「とても減っている」と「減っている」を合わせた割合は、自立している人では23.0%であるのに対し、要支援1では58.3%、要支援2では63.0%となっています。

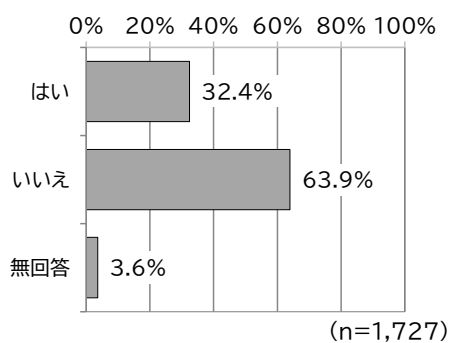
■外出頻度の変化／介護度



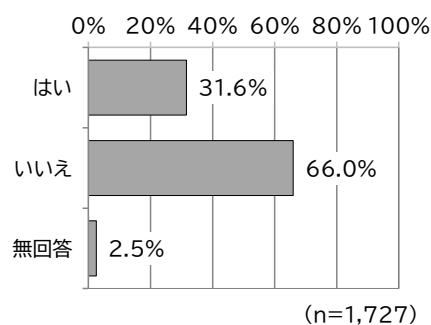
②口腔機能について

- 「半年前と比べて固いものが食べにくくなったか」に「はい」と回答した人は32.4%、「お茶や汁物等でむせることがあるか」に「はい」と回答した人は31.6%となっています。

■固いものの食べにくさの有無



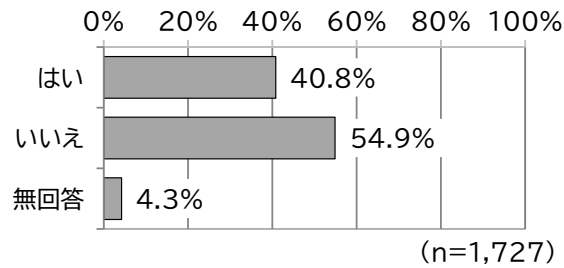
■お茶や汁物等でむせることの有無



③心の健康について

- 「この1か月間に、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがあったか」について、「はい」と回答した人は40.8%となっています。

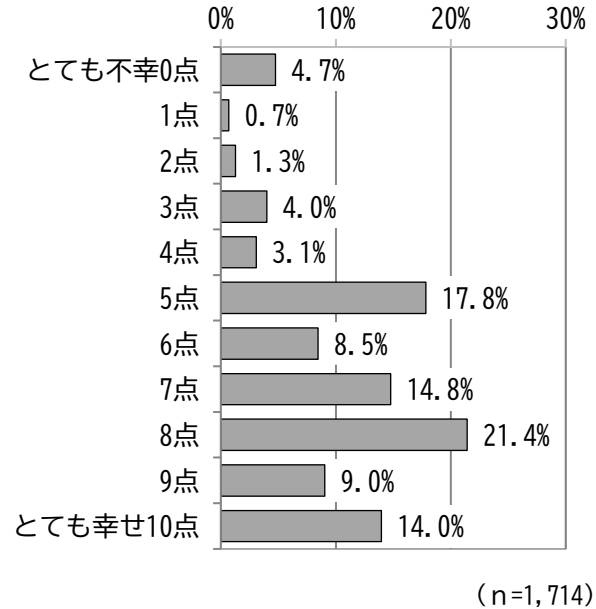
■気分の落ち込みの有無



④幸福度について

- 現在の幸福度について、「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点としたところ、平均6.68点となっています。

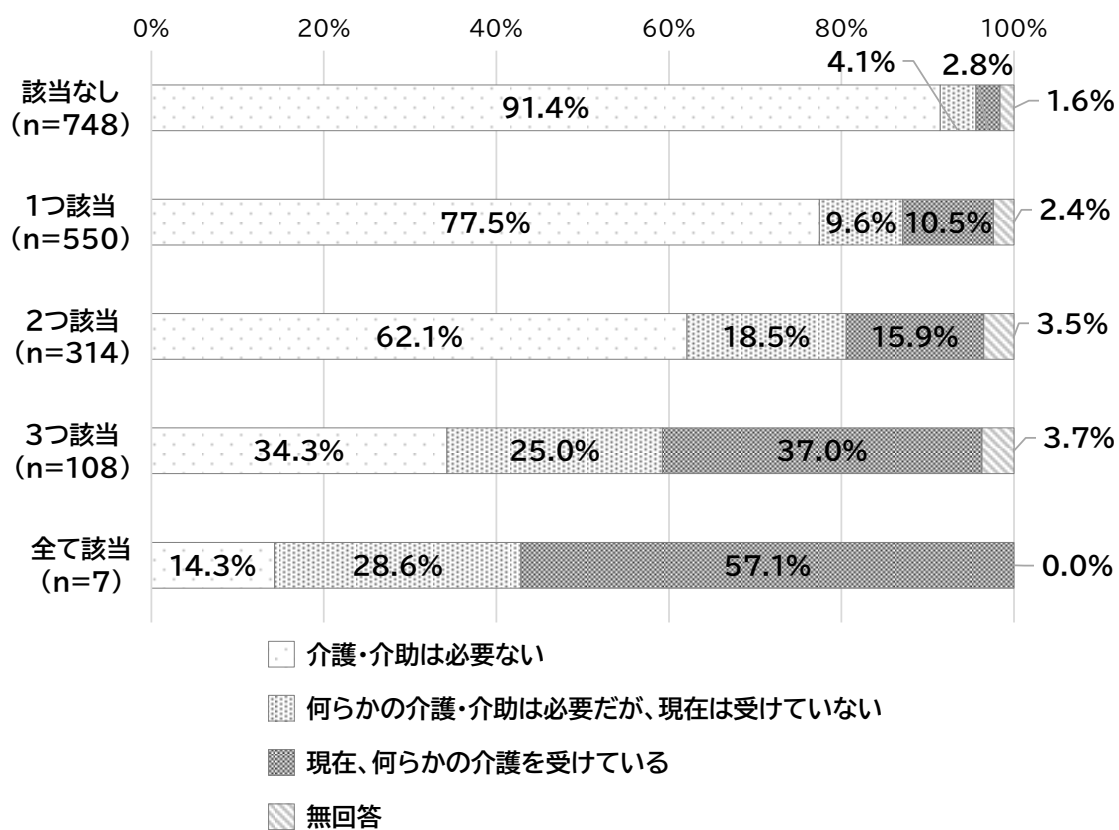
■幸福度



⑤生活課題と介護リスクについて

- 「運動機能」「口腔機能」「低栄養」「認知機能」の複数の生活課題に該当する人ほど、介護を受けている割合が高くなっています。4つの生活課題のうち全てに該当する人では57.1%、3つに該当する人では37.0%となっています。

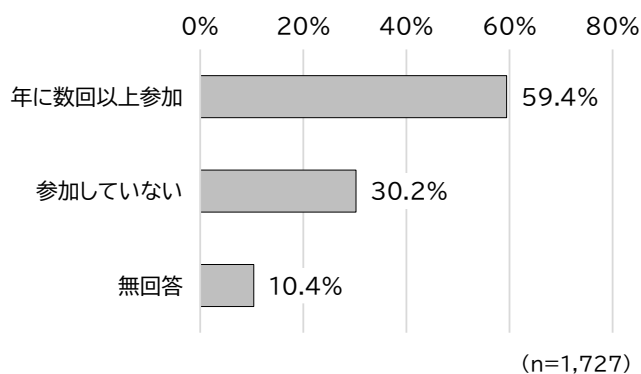
■課題の有無／介護・介助の必要性



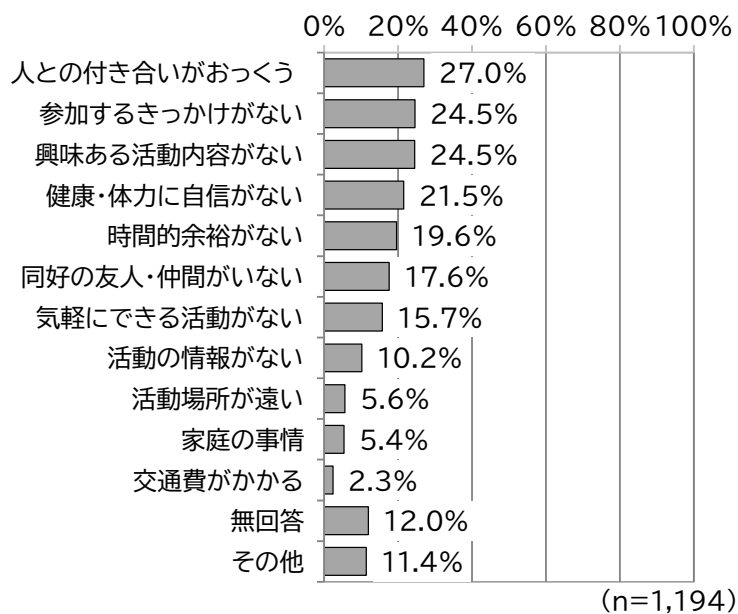
⑥地域活動について

- ボランティアや趣味活動、介護予防教室などの地域活動について、いずれかの活動に年に数回以上参加している人は59.4%となっている一方、参加していない人は30.2%となっています。また、参加していない理由としては、「人との付き合いがおっくう」(27.0%)、「参加するきっかけがない」(24.5%)が上位となっています。

■地域活動への参加状況

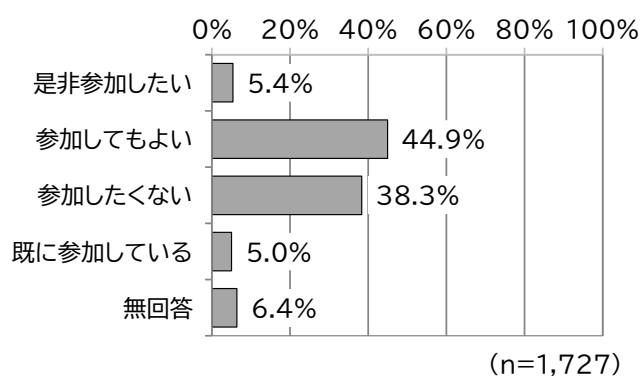


■地域活動に参加していない理由(複数回答可)



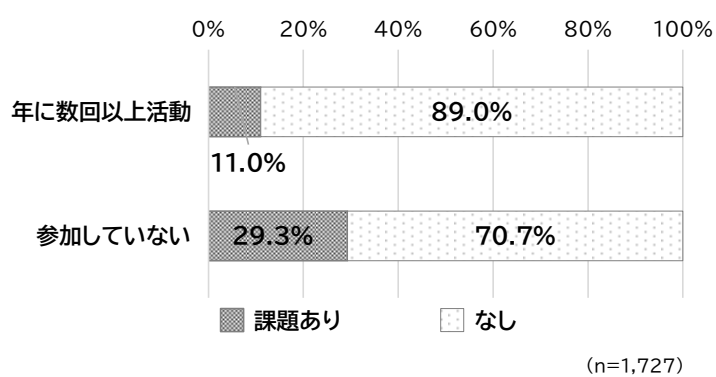
- 「住民主体の健康づくりや趣味活動のグループ活動に参加者として参加してみたいか」について、「参加してもよい」と回答した人が44.9%となっています。

■地域活動への参加意向



- いずれかの活動に年数回以上「参加している人」では、参加していない人と比べて、運動機能に「課題あり」の割合が低くなっています。

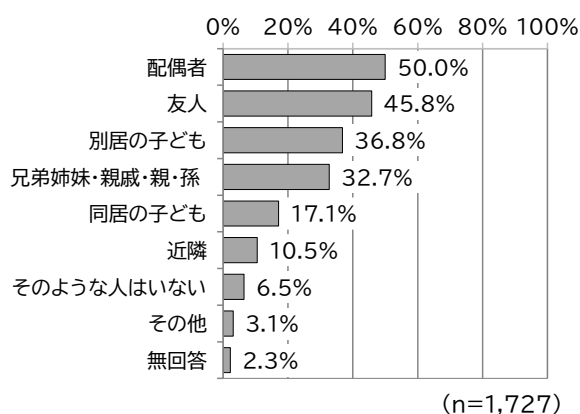
■運動機能の低下／グループ活動や社会活動への参加



⑦身近な支え合い・相談相手について

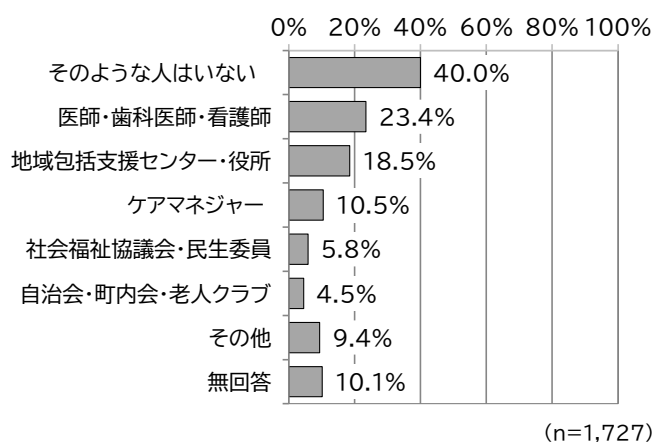
- 心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が50.0%と最も高く、次いで「友人」が45.8%となっています。また、「そのような人はいない」と回答した人も6.5%います。

■心配事や愚痴を聞いてくれる人(複数回答可)



- 家族や友人・知人以外に相談できる相手について、「いない」と回答した人は40.0%となっています。

■家族や友人・知人以外の相談相手(複数回答可)

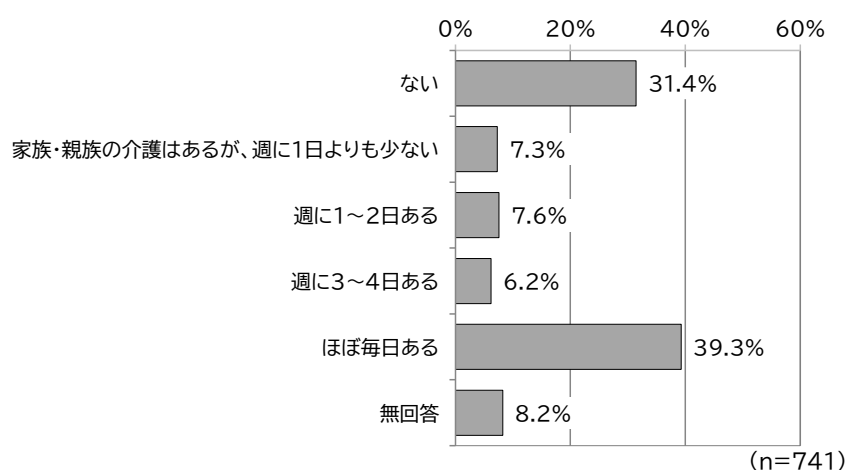


(3)在宅介護実態調査 結果

①家族や親族からの介護について

- 家族や親族の方からの介護について、「ほぼ毎日ある」と回答した人が39.3%と最も高くなっています。

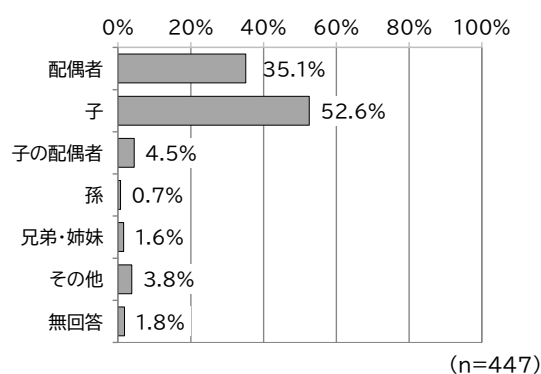
■家族や親族の方が介護をする日の有無



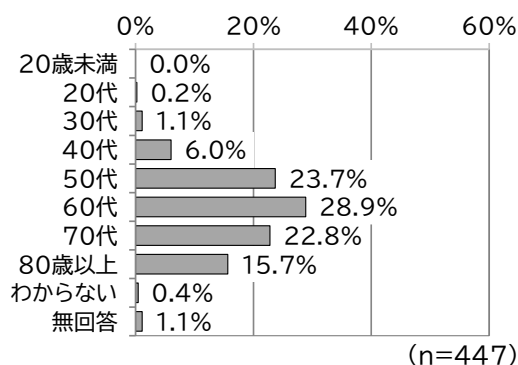
②介護者の状況について

- 主な介護者は「子」が52.6%、「配偶者」が35.1%となっています。また、介護者の年齢は50～60代が中心となっています。

■主な介護者

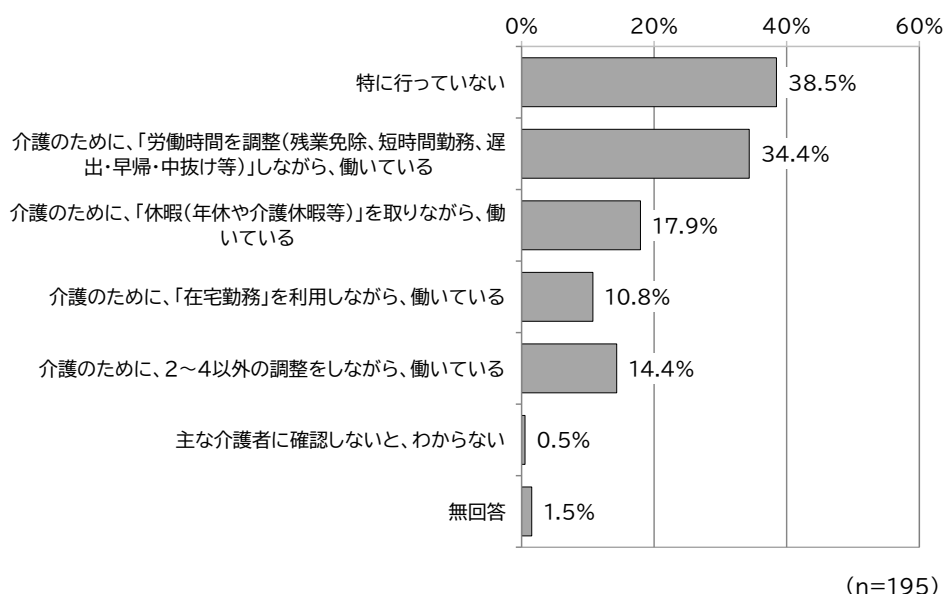


■主な介護者の年齢



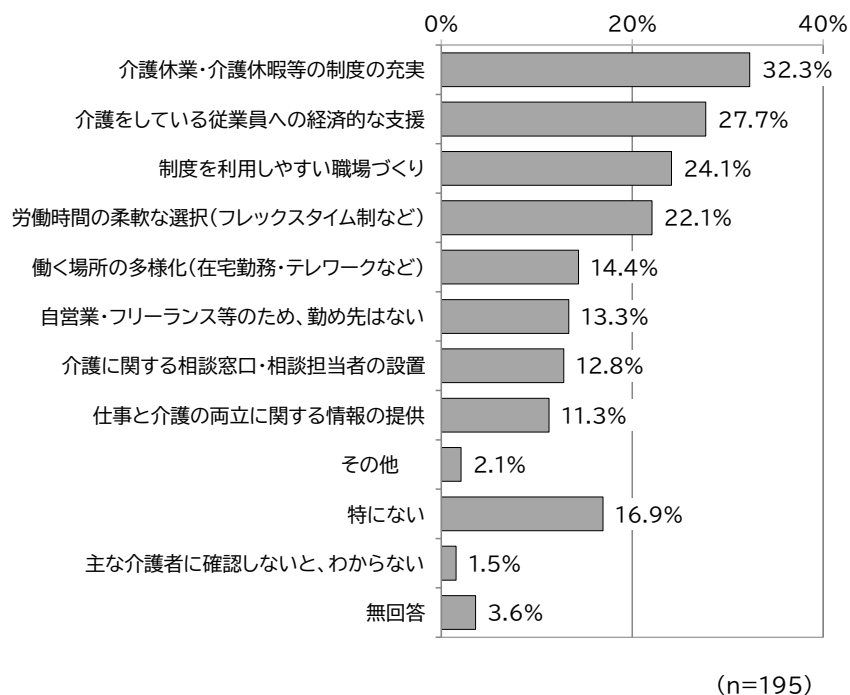
- フルタイム・パートタイムで働く介護者の働き方の調整等については、「特に行っていない」が38.5%と最も高く、次いで「介護のために、「労働時間を調整」しながら、働いている」が34.4%となっています。

■主な介護者の働き方の調整の有無(複数回答可)



- 勤務先に求める支援として、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」「介護をしている従業員への経済的な支援」などが挙げられています。

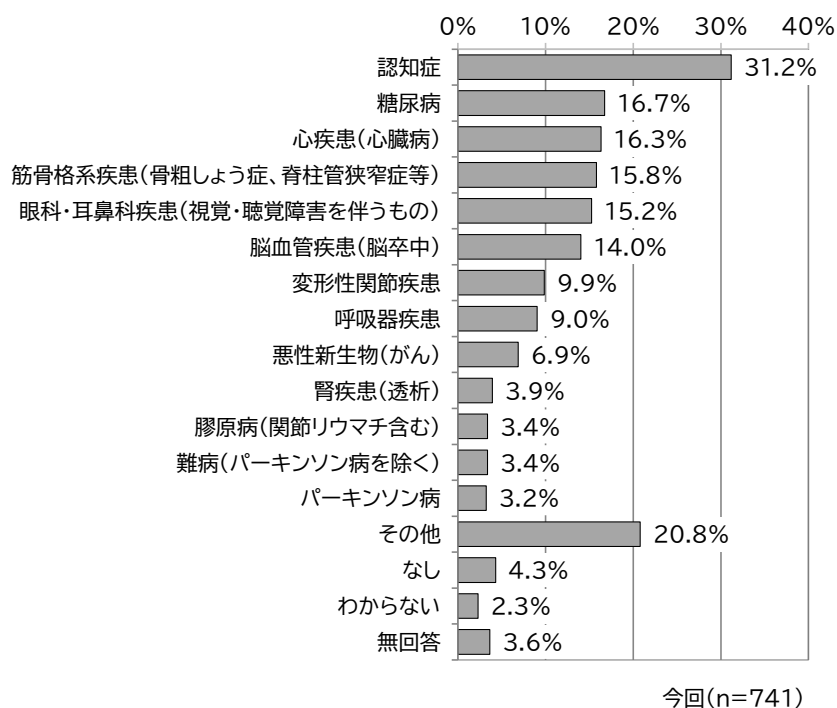
■仕事と介護の両立に効果的な支援(勤務先に求める支援)(複数回答可)



③認知症と介護者の不安について

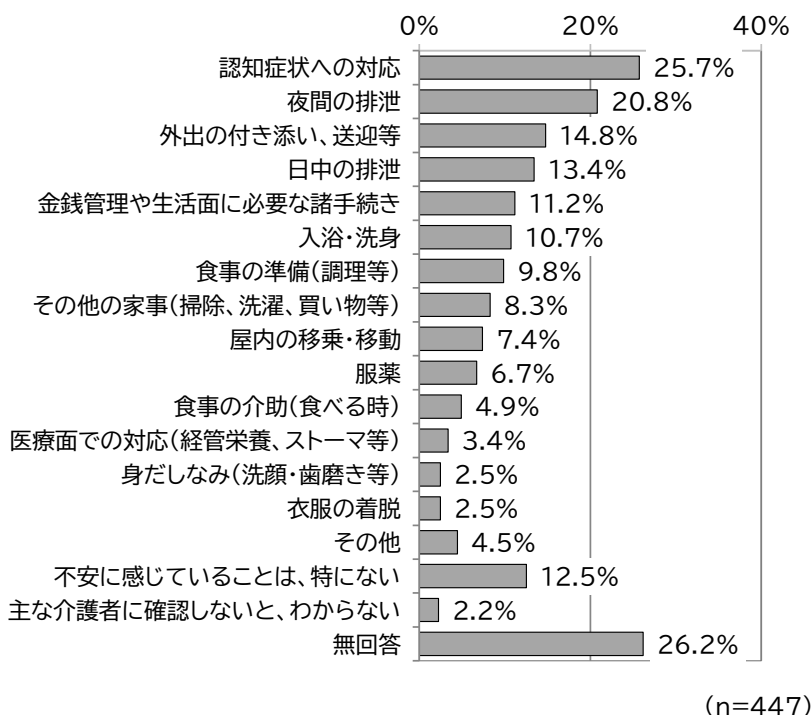
- 現在抱えている傷病として「認知症」が31.2%と最も高くなっています。

■現在抱えている傷病(複数回答可)



- また、主な介護者が不安に感じる介護内容として、「認知症状への対応」と回答した人の割合が25.7%と最も高くなっています。

■不安に感じている介護等(3つまで選択可)

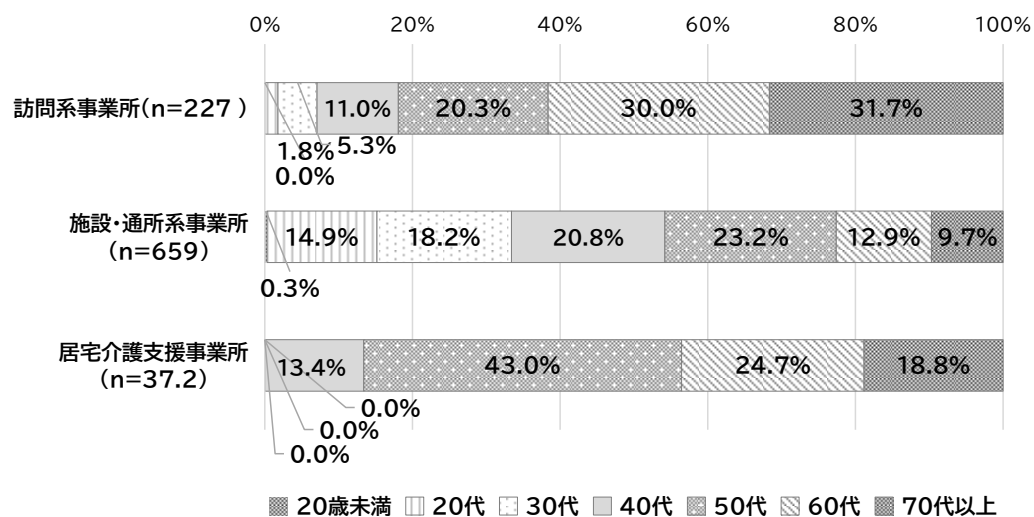


(4)介護人材実態調査 結果

①介護職員の年齢について

- 介護職員の年齢は、訪問系事業所では70代以上が31.7%となっているほか、施設・通所系事業所では40～50代、居宅介護支援事業所では50～70代の割合が高くなっています。

■職員の年齢

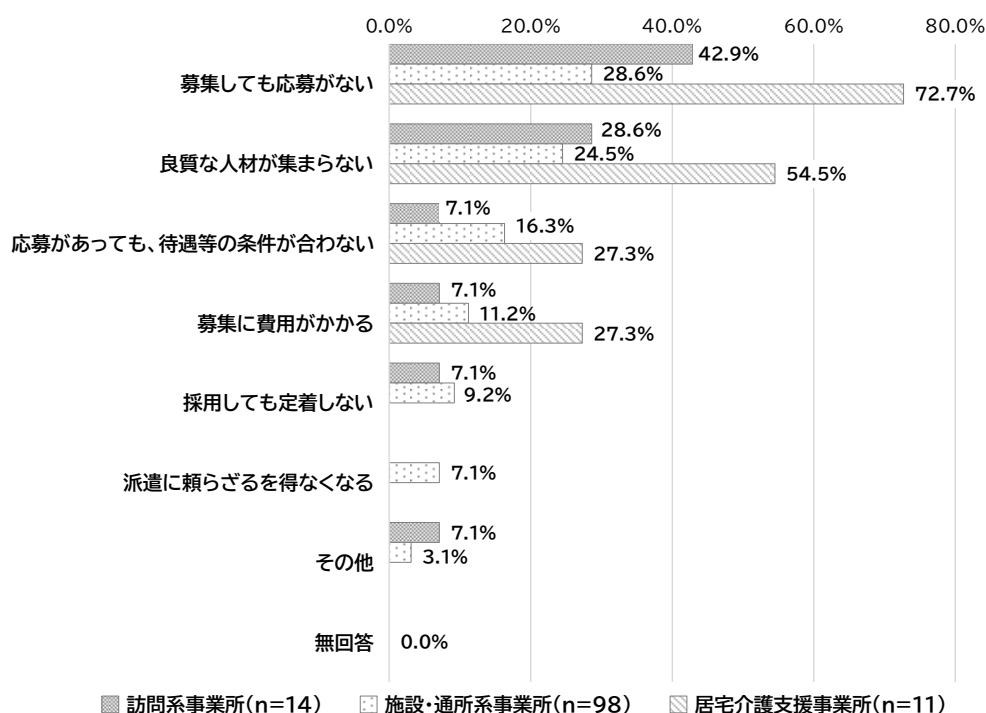


※n は、各事業所の在籍職員数の回答をもとに集計。
小数での回答は、回答値をそのまま集計。

②人材確保について

- 人材確保の課題として、「募集をしても応募がない」は、居宅介護支援事業所で72.7%、訪問系事業所で42.9%、施設・通所系事業所で28.6%となっています。また、「良質な人材が集まらない」は、居宅介護支援事業所で54.5%、訪問系事業所で28.6%、施設系・通所系事業所24.5%となっています。

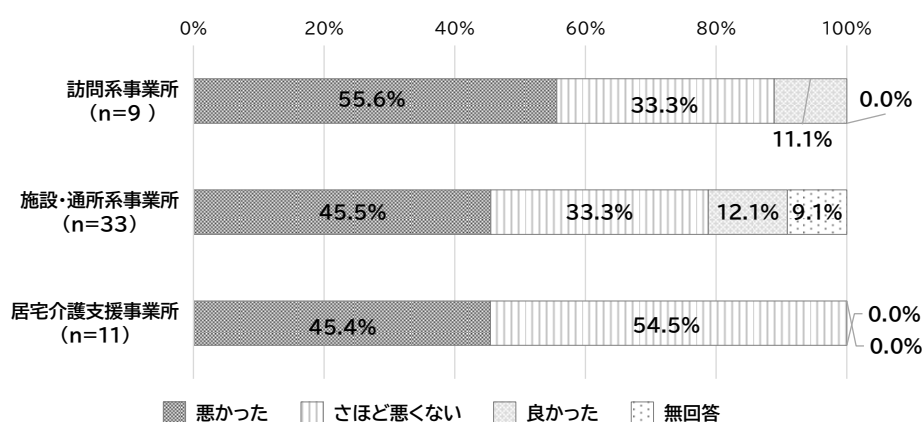
■人材確保の課題(複数回答可)



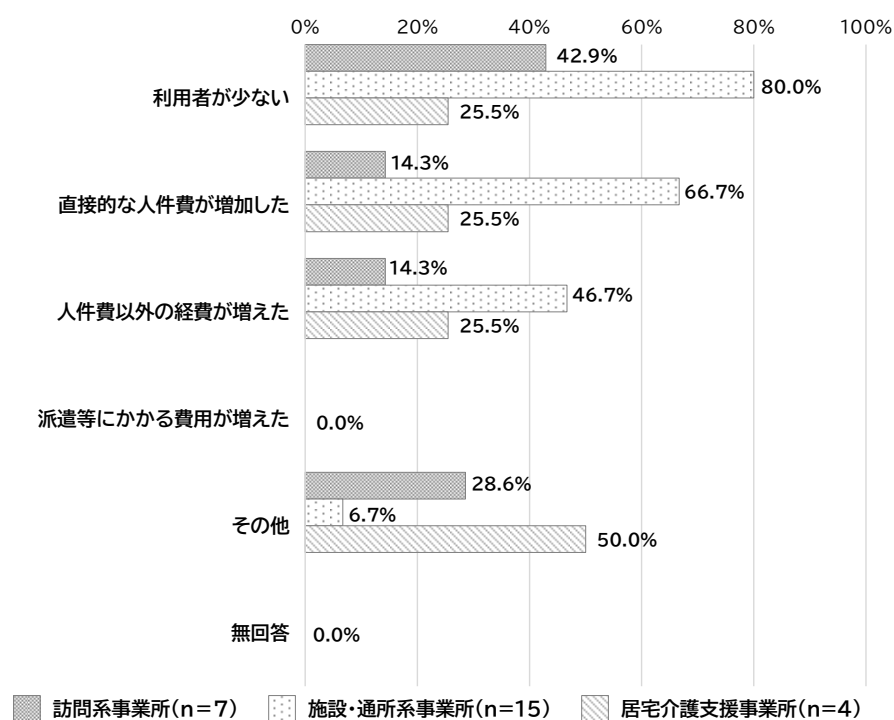
③経営状況について

- 経営状況について「悪かった」は、訪問系事業所で55.6%、施設・通所系事業所、で45.5%、居宅介護支援事業所で45.4%となっており、いずれのサービスでも4割を超えています。
- 経営状況が悪い理由として、訪問系事業所では「利用者が少ない」が42.9%、施設・通所系事業所では「直接的な人件費が増加した」が66.7%、居宅介護支援事業所では「利用者が少ない」「直接的な人件費が増加した」「人件費以外の経費が増えた」がそれぞれ25.5%となっています。

■経営状況



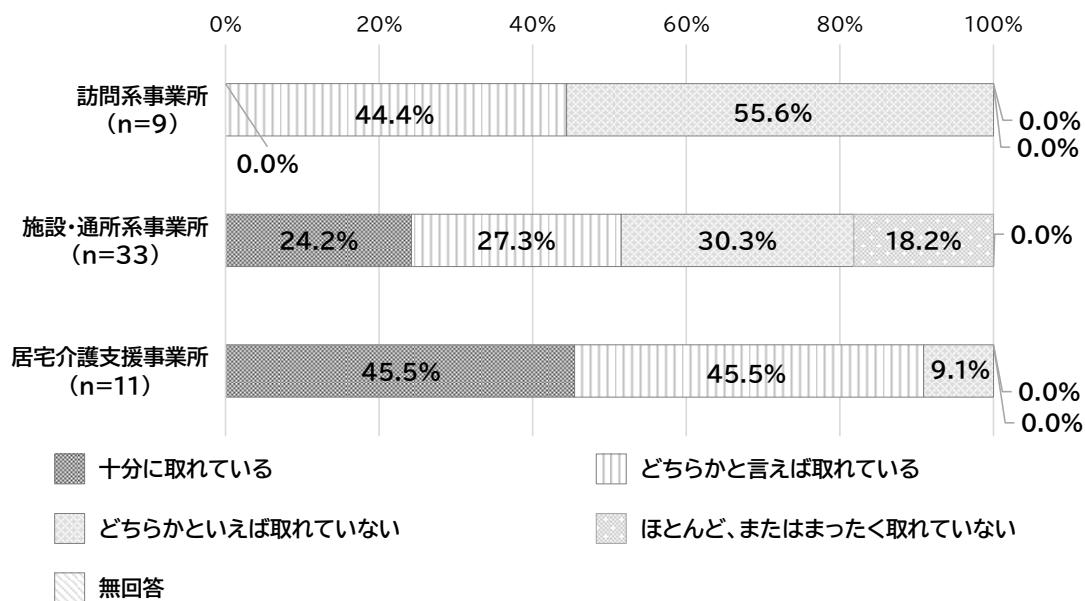
■経営状況が悪い理由(複数回答可)



④医療機関との連携について

- 医療機関との連携について、居宅介護支援事業所では「十分に取れている」「どちらかといえば取れている」がそれぞれ45.5%となっています。
- 一方、「どちらかといえば取れていない」は、訪問系事業所で55.6%、施設・通所系事業所で30.3%となっています。

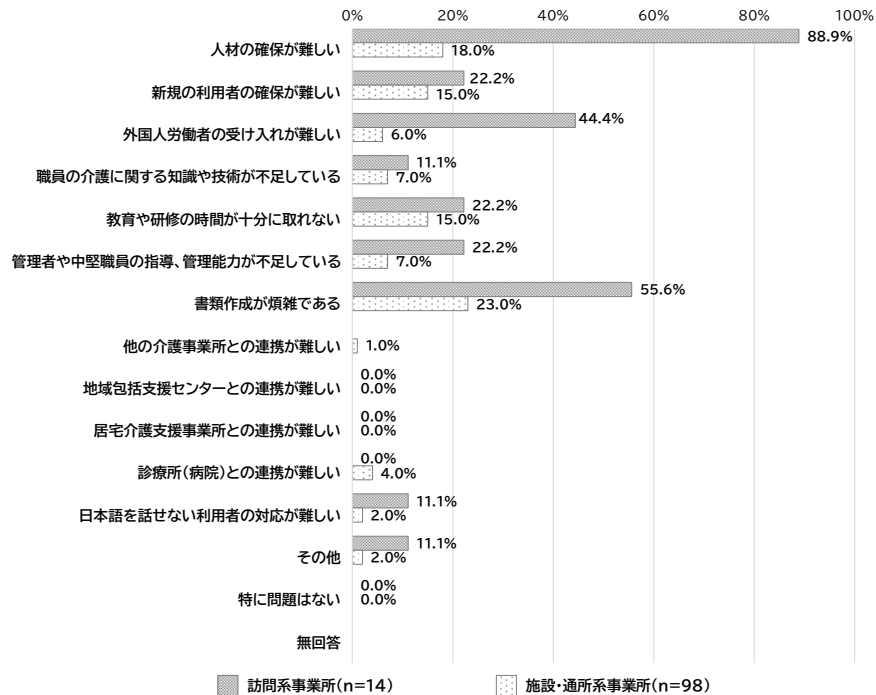
■医療機関との連携



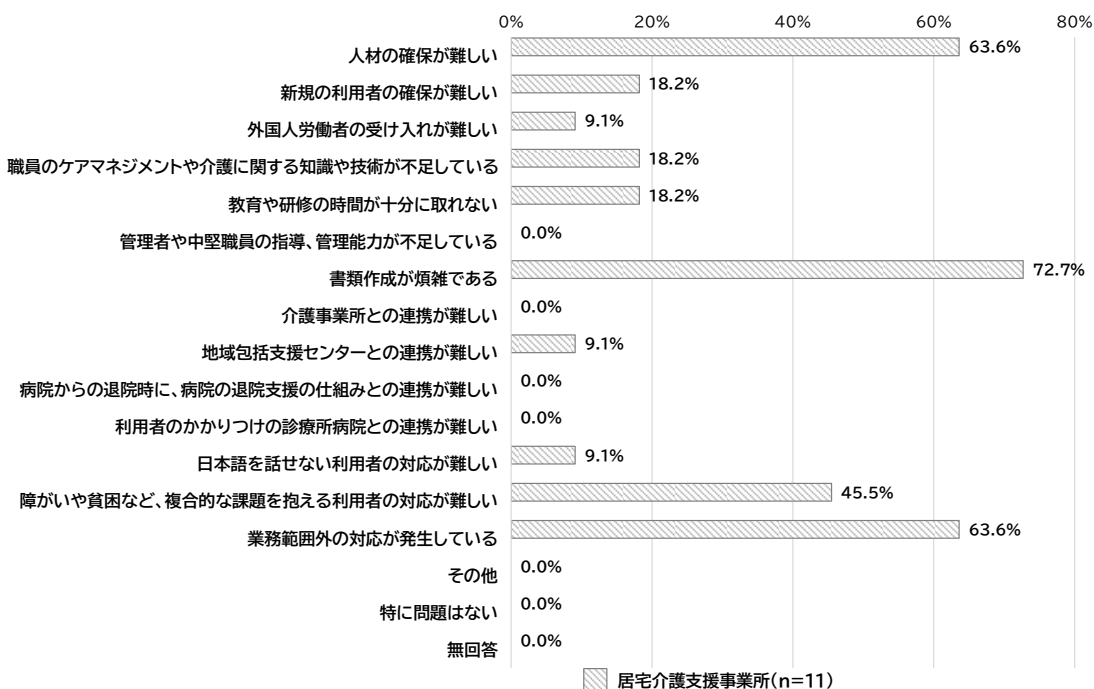
⑤運営上の課題について

- 運営上の課題として、「書類作成が煩雑」は、居宅介護支援事業所で72.7%、訪問系事業所で55.6%、施設・通所系事業所で23.0%となっており、いずれのサービスでも高い割合となっています。また、居宅介護支援事業所では「業務範囲外対応」も63.6%と高い割合となっています。

■運営上の課題(訪問系事業所、施設・通所系事業所)(複数回答可)



■運営上の課題(居宅介護支援事業所)(複数回答可)



第3章 計画の基本的考え方

1 本計画のポイント

(1) 国の第10期介護保険事業計画の基本指針

国の第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針では、2040年を見据えた人口構造や介護ニーズの変化に対応し、地域の実情に応じた持続可能な介護サービス提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムをさらに深化させていくことが求められています。

また、介護サービスを将来にわたって安定的に提供していくため、介護人材の確保に加え、職場環境の改善やテクノロジーの活用等による生産性向上、介護事業者の経営基盤の強化等を一体的に進めることが重視されています。

本市の計画策定に特に関連する主なポイントは、次のとおりです。

○介護サービス基盤の計画的な整備

①2040年を見据えたサービス提供体制の検討

中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討することが求められています。

また、地域の現状把握・分析や将来推計を踏まえ、必要となる介護サービスを適切に見込み、計画的な基盤整備につなげていくことが重視されています。

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

地域の人口構造や介護ニーズ、医療との連携状況、高齢者向け住まいの状況等を踏まえ、地域の実情に応じた介護サービス提供体制を構築していくことが求められています。

また、将来のサービス需要や介護人材の確保等を見据え、地域関係者と課題を共有しながら、必要なサービスを持続的に提供できる体制を検討していくことが重要です。

○地域包括ケアシステムの深化

①多様な主体による生活支援等の充実

総合事業における多様なサービス・活動の充実に向け、地域住民や民間事業者等の多様な主体とのつながりづくりを進めるとともに、取組の分析・評価等を通じた質の向上を図ることが求められています。

②頼れる身寄りがいない高齢者等への支援

頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域の課題として捉え、関係者が連携して対応を協議するとともに、必要な支援が切れ目なく提供される地域づくりを進めることが求められています。

③認知症施策の推進

認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえ、認知症への理解を深めるとともに、認知症のある人の意思や希望を尊重し、本人と家族が地域で安心して暮らし続けることができる環境づくりを進めることが求められています。

○介護人材の確保と介護現場の生産性向上

①介護人材の確保・定着と職場環境の改善

将来にわたって必要な介護サービスを確保するため、都道府県主導の下で地域の関係者が連携しながら介護人材の確保・定着に取り組むとともに、介護職員が働き続けやすい職場環境づくりを進めることが求められています。

②テクノロジーの活用等による生産性向上・経営基盤の強化

介護現場におけるテクノロジーの活用等を進め、業務負担の軽減や生産性向上を図るとともに、介護事業者の経営基盤を強化し、持続可能な介護サービス提供体制を確保していくことが重視されています。

(2)福生市における課題

令和7年度に実施した高齢者生活実態調査等の結果及び福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期)の評価・検証を踏まえ、本計画では、特に次の課題を重視して施策を推進します。

(1)社会参加と生きがいづくり

- ・高齢者の就労やスマートフォンの利用が広がるなど、ライフスタイルや価値観が多様化しています。また、地域活動への参加意向は高まっている一方、実際の参加にはつながっていない人もみられます。
- ・高齢者生活実態調査では、ボランティア、趣味活動、介護予防教室等のいずれかの活動に年に数回以上参加している人は59.4%となっています。地域活動に「参加してもよい」と回答した人は、前回調査の41.0%から44.9%に増加している一方、個々の活動の参加頻度を見ると、「参加していない」人はいずれも5~6割程度となっています。また、老人クラブの会員数が伸び悩むなど、従来からの地域活動への参加にも変化がみられています。
- ・こうした状況を踏まえ、従来からの地域活動への参加を促進するとともに、高齢者一人ひとりの関心やライフスタイルに応じて、無理なく地域や社会と関わることでできる機会を充実し、生きがいを持って活動できる環境づくりを進める必要があります。

(2)介護予防・健康づくりの推進

- ・加齢や心身機能の低下に伴い、外出頻度や運動機能の低下がみられるほか、足腰などの痛みを理由に外出を控える人も増えています。また、複数の生活課題を抱える人ほど介護リスクが高い傾向がみられます。
- ・高年齢層や要支援者では、認知機能の低下や気分の落ち込み、意欲低下等もみられています。
- ・介護が必要となる前からの健康づくりや、運動・栄養・口腔等を含めた包括的なフレイル予防を進めるとともに、社会参加や人とのつながりを持ち続けられる環境を整え、認知機能やこころの健康の維持を図ることが重要です。あわせて、心身の状態に変化がみられた場合には、必要に応じて適切な支援に速やかにつながる必要があります。

(3)複雑化・複合化する生活課題に対応する地域の支援体制

- ・高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯が増加しているなか、高齢者生活実態調査では、「心配事や愚痴を聞いてくれる人」がまったくないと回答された方が6.5%おり、孤独化対策が課題といえます。また、障害、貧困等の複合的な課題を抱える高齢者への対応も課題となっています。
- ・生活上の困りごとや心身の変化が生じた際に、問題が深刻化する前にその変化を把握し、必要な相談や支援につなげていくことが重要です。
- ・こうした課題に対応するため、相談・見守り体制の充実を図るとともに、医療・介護・福祉の関係機関や地域住民等が連携し、複合的な課題も含め、高齢者の状況に応じた支援を行うことができる体制づくりを進める必要があります。

(4)認知症のある人の意思を尊重した支援の推進

- ・認知症状への対応に不安を感じる家族介護者や、相談先が分からない人がみられるほか、認知症のある人や家族への地域の理解を求める意見もみられます。
- ・認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえ、認知症への正しい理解を広げるとともに、認知症のある人の意思や希望を尊重し、その意思に基づいて生活できるよう支援していくことが重要です。
- ・認知症のある人や家族が必要な相談・支援につながる体制を充実するとともに、本人の意思を尊重し、認知症になっても希望を持って地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを進める必要があります。

(5)持続可能な介護サービス提供体制の確保

- ・第 9 期計画の進捗状況では、要介護認定者数や介護サービス利用者数、介護給付費に増加傾向がみられており、今後の介護ニーズの変化を見据えたサービス提供体制の確保が必要です。
- ・一方、介護事業所では、人材不足や事務処理等の業務負担、経営面での課題がみられています。
- ・このため、今後の介護ニーズやサービス利用の動向を踏まえ、必要なサービスを適切に見込みながら、介護人材の確保・定着や職場環境の改善、ICT 等の活用による業務負担の軽減などを進め、必要な介護サービスを適正かつ安定的に提供できる体制を確保していく必要があります。

(6)家族介護者への支援と仕事と介護の両立

- ・就労している家族介護者の中には、勤務時間を調整しながら仕事と介護を両立している人が多く、介護による身体的・精神的な負担や、仕事との両立に不安を抱える人もみられます。
- ・介護保険サービスを利用していない理由として「家族が介護をするため必要ない」と回答した人も一定数みられるなど、家族による介護が在宅生活を支えている状況がうかがえます。
- ・このため、家族介護者の負担や生活状況にも目を向け、必要な相談や支援につなげるとともに、仕事と介護の両立を支援するなど、家族介護者自身の生活を支える取組を充実していく必要があります。

2 計画の基本理念・基本方針

本計画の基本理念については、介護保険制度の理念と、これまで培ってきた介護保険事業の継続性から、第9期計画の理念「住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために～地域包括ケアシステムの深化・推進～」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、団塊の世代が 75 歳以上となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が 65 歳となる令和 22(2040)年に向けて、計画を推進していきます。

基本理念の実現に向け、四つの基本方針を定め、具体的な取組を展開していきます。また、基本理念及び基本方針ごとに、令和7年度高齢者生活実態調査の結果を現状値として目標値を設定し、令和 11 年度に実施する同調査により、その達成状況を確認します。

基本理念

**住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために
～地域包括ケアシステムの深化・推進～**

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で安心して、自分らしく心豊かに暮らし続けることができるまちを目指します。

● 高齢者の幸福度の平均点

現状値 6.68 点 → 目標値 7.0 点

※「とても不幸」を 0 点、「とても幸せ」を 10 点とした場合の平均点

計画を推進していくため、次の四つを基本方針とし、具体的な取組を展開していきます。

【基本方針Ⅰ】いきいきとすこやかに、自分らしく地域で過ごす

社会参加や生きがいづくり、健康づくりや介護予防を支援し、誰もが自分らしい生き方を大切にしながら、いきいきとすこやかに暮らし続けられるまちを目指します。

- いずれかの地域活動に年に数回以上参加している市民の割合

現状値 59.4% → 目標値 62.0%

- 現在の健康状態が「とてもよい」「まあよい」と回答した高齢者の割合

現状値 72.0 → 目標値 75.0%

【基本方針Ⅱ】地域で安心した生活を送る

身近な地域での見守りや支え合い、生活支援の充実を図るとともに、地域包括支援センターを中心に関係機関との連携を深め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちを目指します。

- 「あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人」の項目で「そのような人はいない」と回答した人の割合

現状値 6.5% → 目標値 6.0%

【基本方針Ⅲ】認知症と共に生きる地域に向けて

認知症に関する正しい知識や理解を広げ、認知症のある人やその家族への支援を充実させることで、認知症になっても、本人の意思や権利が尊重され、自分らしく希望を持って暮らし続けられるまちを目指します。

- 認知症に関する相談窓口を「知っている」と回答した高齢者の割合

現状値 27.9% → 目標値 30.0%

【基本方針Ⅳ】地域で支え合う介護の実現

介護サービス基盤の充実と持続可能な介護保険制度の運営を図るとともに、地域や関係機関が連携して本人や家族を支えることで、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちを目指します。

- 「今後も働きながら介護を問題なく続けていける」と回答した主な介護者の割合

現状値 17.4% → 目標値 20.0%

- 医療機関との連携が「取れている」と回答した事業所の割合（「十分に取れている」「どちらかと言えば取れている」の合計）

訪問系事業所	現状値	44.4%	→	目標値	47.0%
施設・通所系事業所	現状値	51.5%	→	目標値	54.0%
居宅介護支援事業所	現状値	91.0%	→	目標値	92.0%

3 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた方向性

福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）では、前計画の理念を引き継ぎ、基本理念を「住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために～地域包括ケアシステムの深化・推進～」としました。

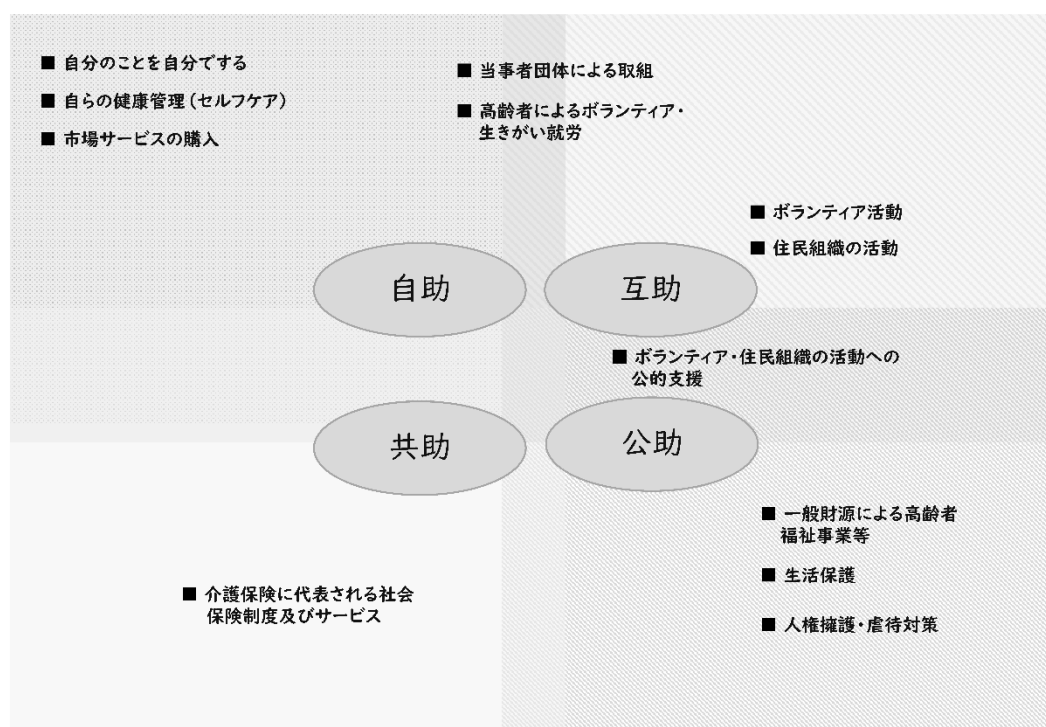
地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で生活し、必要に応じて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

国では、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等とあわせて、包括的な支援体制の構築等を一体的に進めることで、地域共生社会の実現を目指しています。

本市においても、一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、高齢者一人ひとりの自立した生活を支え、要介護状態の重度化を防止するとともに、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが重要です。

「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方のもと、地域住民や関係機関など多様な主体が連携し、地域全体で高齢者の暮らしを支える地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組めます。

「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム



地域包括ケアシステムのイメージ

日常生活圏域

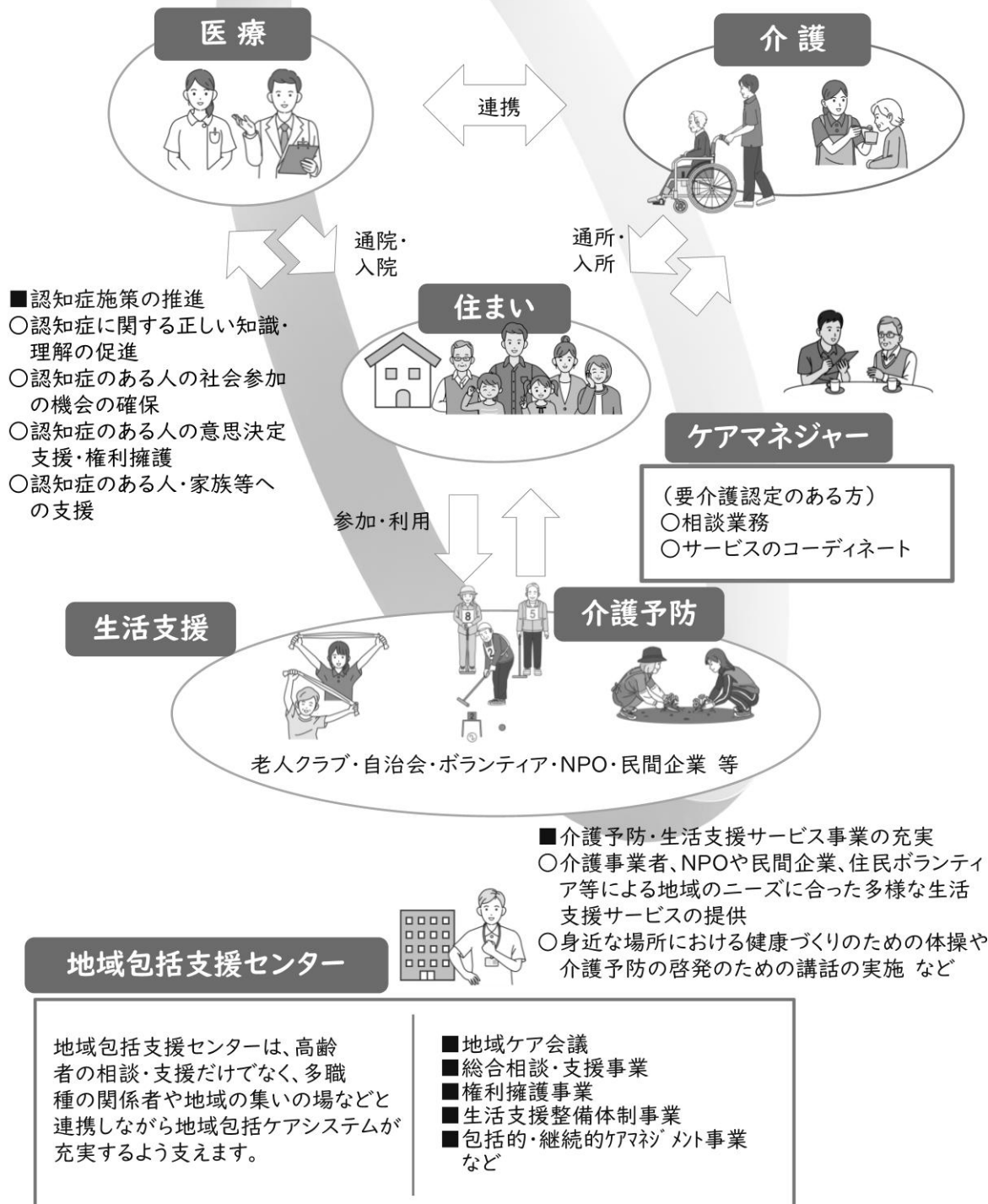
■在宅医療・介護連携の推進

○関係職種が相互に理解するための研修会の実施や課題の抽出

■介護保険制度の円滑な運営

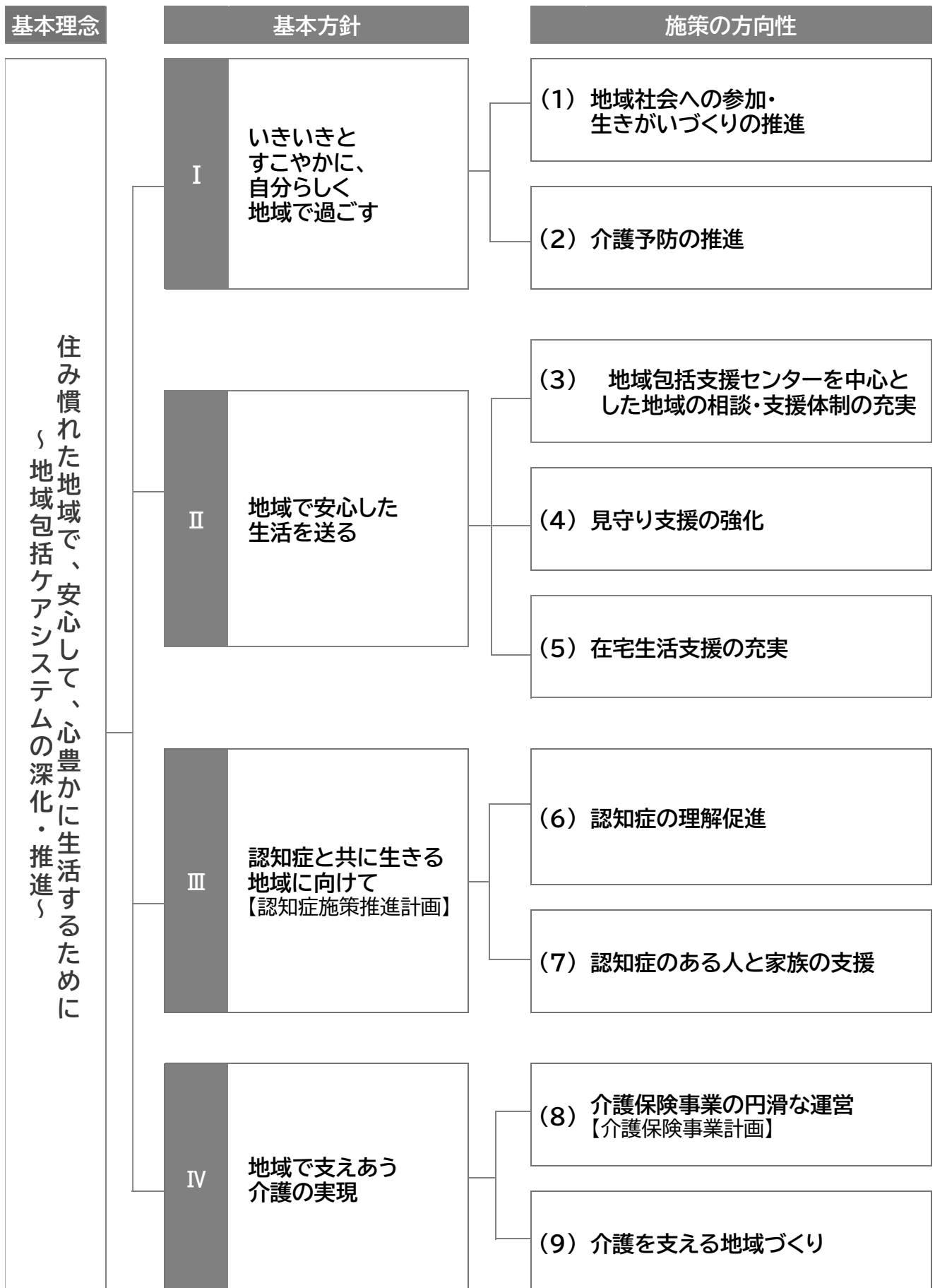
○制度の普及啓発

○介護給付費の適正化 など



第2部 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

第1章 施策の体系



※ 主な施策・関連事業は各論に合わせて修正する可能性があります

主な施策	関連事業
①生きがい活動情報の提供 ②生きがい活動支援デイサービス事業 ③老人クラブ等への支援 ④長寿ふれあい食堂運営費補助金 ⑤老人福祉センター機能の充実 ⑥エンディングノート ⑦介護予防アプリ	①高齢者スポーツ・レクリエーション教室の開催 ②高齢者を対象とした講座等の充実 ③高齢者のサークル活動への支援 ④成人対象学習講座の充実 ⑤高齢者就業相談の実施
①出張介護予防講座 ②介護予防教室 ③介護予防・フレイル予防の啓発 ④オーラルフレイル予防の啓発 ⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ⑥介護予防アプリ(再掲)	①各種予防接種 ②特定健康診査 ③後期高齢者健康診査 ④高齢者歯科健康診査
①地域ケア会議の開催 ②生活支援体制整備事業 ③在宅医療・介護連携推進事業 ④地域包括支援センター運営協議会	①重層的支援体制整備事業 地域包括支援センターの業務 ①総合相談・支援事業 ②権利擁護事業 ③包括的・継続的ケアマネジメント事業 ④介護予防ケアマネジメント ⑤生活支援体制整備事業
①救急代理通報システム ②配食サービス事業 ③救急医療情報キット ④高齢者見守りステーション	①安全安心なまちづくりの推進 ②交通安全教育の推進 ③訪問販売等悪質商法取引等への対応 ④自動通話録音機の貸出し ⑤自主防災組織への支援 ⑥要配慮者(避難行動要援護者)への支援 ⑦ゲートキーパー養成講座
①自立支援日常生活用具給付事業 ②自立支援住宅改修給付事業 ③家具転倒防止装置設置事業 ④生活支援ショートステイ事業 ⑤おむつ等助成事業 ⑥訪問理美容サービス事業 ⑦高齢者補聴器購入費助成事業	⑧移送サービスの支援 ⑨福祉バスの運行 ⑩居住支援特別給付金 ⑪高齢者デジタルデバイス対策事業 ⑫生活支援体制整備事業 ①図書館資料宅配貸出事業 ②高齢者用市営住宅の運営(シルバーピア)
①認知症ケアパス ②認知症サポーター養成講座 ③認知症サポーターステップアップ講座 ④認知症カフェ運営補助金(オレンジカフェ) ⑤チームオレンジの立上げ ⑥認知症予防教室(脳とからだのトレーニング教室) ⑦認知症に関する普及啓発	
①認知症高齢者位置情報探索機器貸与事業 ②高齢者見守りキーホルダー・アイロンシール ③認知症総合支援事業 ④認知症カフェ運営補助金(オレンジカフェ) ⑤認知症家族の会 ⑥チームオレンジの立上げ ⑦認知症初期集中支援チーム	⑧拠点型の認知症疾患医療センターとの連携 ⑨地域型の認知症疾患医療センターとの連携
①介護(予防)給付 ②介護予防・生活支援サービス事業 ③低所得者への配慮 ④介護保険制度・サービス等の情報提供 ⑤介護給付の適正化 ⑥福祉サービス第三者評価受審費補助金 ⑦包括的・継続的ケアマネジメント事業	⑧介護人材の確保・定着に向けた取組 ⑨介護現場の生産性向上の推進 ①介護サービス事業所に対する実地指導及び集団指導の推進
①介護保険制度・サービス等の情報提供 ②地域包括支援センター事業の展開 ③家族介護支援事業 ④地域ケア会議の開催 ⑤在宅医療・介護連携推進事業	①重層的支援体制整備事業

第2章 高齢者福祉計画

1 基本方針Ⅰ いきいきとすこやかに、自分らしく地域で過ごす

施策の方向性1 地域社会への参加・生きがいつくりの推進



【現状と課題】

- 高齢者生活実態調査によると、ボランティアや趣味活動、介護予防教室などの地域活動について、「参加していない」と回答した人は5割から6割程度となっており、前回調査から大きな変化はみられません。また、グループ活動等に参加しない理由では、「人との付き合いがおっくう」が27.0%で最も多く、参加への心理的なハードルもみられます。
- 一方、「参加してもよい」と回答した人は44.9%と前回調査から3.9ポイント増加しており、気軽に参加できる機会やきっかけづくりが必要です。
- 高齢者の就労やスマートフォンの利用が広がるなど、高齢者のライフスタイルや価値観は多様化しています。一人ひとりの希望や関心に応じて、自分らしい役割や生きがいを持ち、地域や社会とのつながりを保ちながら暮らせる環境づくりが重要です。

【施策の方向】

- 老人クラブやサークル、地域の集いの場など、高齢者同士や多世代が交流できる活動を支援し、地域の中で人とのつながりや役割を持つことができる環境づくりを進めます。
- 高齢者自身の知識や経験を地域活動に生かす取組を推進し、支える側・支えられる側という関係にとどまらない、多様な社会参加を促進します。
- 高齢者が自身の興味や関心に応じて、気軽に参加できるよう、趣味・学習・スポーツ・ボランティア・就労など、多様な活動に関する情報を提供します。

【指標と目標】

指標	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※ 検討中			

【主な施策】

施策	内容	所管課
①生きがい活動情報の提供	老人クラブ等を通して、趣味や生きがい活動などの情報提供の充実を図ります。	介護福祉課
②生きがい活動支援デイサービス事業	介護予防、閉じこもり防止を目的に趣味活動やレクリエーション、昼食サービスの提供等を内容とする通所によるデイサービスを行います。	介護福祉課
③老人クラブ等への支援	老人クラブの活動、運営や老人クラブ連合会の指導者研修会等に対し補助金を交付することで支援します。	介護福祉課
④長寿ふれあい食堂運営費補助金	地域の高齢者の会食や会食を通じた交流の場を確保する取組を支援します。	介護福祉課
⑤老人福祉センター機能の充実	高齢者に対する各種相談や、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場の提供等、高齢者の健康で明るい生活を支援する役割を果たすよう、施設や講座等の充実を図ります。	介護福祉課
⑥介護予防アプリ	介護予防アプリ「ふっぽ」を活用し、ウォーキングや通いの場への参加などを通じて、楽しみながら活動をすることで、介護予防を図ります。	介護福祉課

【関連事業】

施策	内容	所管課
①高齢者スポーツ・レクリエーション教室の開催	高齢者を対象にスポーツ、レクリエーション、軽体操などの教室を開催します。	スポーツ推進課
②高齢者を対象とした講座等の充実	高齢者の教養を高め、生きがいのある充実した生活ができるように支援します。	公民館
③高齢者のサークル活動への支援	公民館で活動する高齢者中心のサークルに対して、研修その他諸活動への支援をします。	公民館
④成人対象学習講座の充実	成人を対象とした市民文化教室、学習講座、行事等の内容の充実を図り、高齢者の参加を促進します。	公民館
⑤高齢者就業相談の実施	高齢者等を対象にハローワーク（公共職業安定所）やシルバー人材センターとの連携により、就業相談を実施します。	シティセールス推進課 社会福祉課 介護福祉課

施策の方向性2 介護予防の推進



【現状と課題】

- 「外出を控えている」と回答した人のうち、「足腰などの痛み」を挙げた人が61.5%であることから、引き続き、身体機能の維持・向上や転倒予防などに取り組むことが必要です。
- また、気分の落ち込みを感じている人は全体で約4割となっており、要支援1では53.0%、要支援2では54.6%となっています。高齢期を健やかに過ごすためには、こころの健康を保つことも重要です。
- 「運動」「口腔」「栄養」「認知」の各機能における生活課題は相互に関連しており、複数の課題が重なるほど介護リスクが高い傾向がみられます。このため、それぞれの課題を個別に捉えるだけでなく、心身の状態や日常生活を総合的に捉えたフレイル予防が重要です。

【施策の方向】

- フレイル状態に合わせた集合型の介護予防教室等と地域で行う出張介護予防講座をバランスよく実施します。
- 介護予防アプリ等を通じて、高齢者が自身の健康状態や生活の変化に気づき、主体的に介護予防や健康づくりに取り組めるよう支援します。
- 様々な生活課題を総合的に捉えたフレイル予防を推進し、心身機能の維持・向上と要介護状態の予防・重度化防止に取り組みます。
- 保健・医療・介護の関係機関やリハビリテーション専門職等と連携し、一人ひとりの心身の状態や生活状況、本人の希望を踏まえ、その人らしい生活や社会参加を続けられるよう支援します。

【指標と目標】

指標	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※ 検討中			

【主な施策】

施策	内容	所管課
①出張介護予防講座	老人クラブや小地域福祉活動などの地域団体に専門職を派遣し介護予防・重度化防止に資する講座を実施することで、介護認定をお持ちの方も住み慣れた地域で社会参加を継続できるよう、通いの場づくりを支援します。	介護福祉課
②介護予防教室	高齢者が介護予防・フレイル予防を積極的に行い、自立した生活ができる期間を延ばすために各種介護予防教室を実施します。	介護福祉課
③介護予防・フレイル予防 の啓発	情報誌などにより介護予防、フレイル予防の普及啓発を行います。また、介護予防リーダーが地域での普及啓発も行います。	介護福祉課
④オーラルフレイル予防 の啓発	各種介護予防教室や情報誌などによりオーラルフレイル予防の普及啓発を行います。	介護福祉課
⑤高齢者の保健事業と介護 予防の一体的実施	介護福祉課、保険年金課、健康課との連携により、市の特性や既存の事業を活かした取組を行い、早期介入、重度化防止を図ります。	保険年金課 介護福祉課 健康課
⑥介護予防アプリ(再掲)	介護予防アプリ「ふっポ」を活用し、ウォーキングや通いの場への参加などを通じて、楽しみながら活動することで、介護予防を図ります。	介護福祉課

【関連事業】

施策	内容	所管課
①各種予防接種	高齢者の感染症予防及び重症化予防のため予防接種事業を実施します。	健康課
②特定健康診査	国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象に生活習慣病(糖尿病・高血圧症・脂質異常症など)の予防を目的とした健康診査を実施します。	健康課
③後期高齢者健康診査	後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の方を対象に健康診査を実施します。	健康課
④高齢者歯科健康診査	高齢者を対象に、歯科健康診査を実施します。	健康課

2 基本方針Ⅱ 地域で安心した生活を送る

施策の方向性3

地域包括支援センターを中心とした地域の相談・支援体制の充実



【現状と課題】

- 高齢者生活実態調査によると、心配ごとの相談相手や看病・世話の担い手は、配偶者や子ども、友人など身近な人が中心となっています。一方、家族や友人以外に、何か相談する医師やケアマネジャーが「いない」と回答した人は40.0%となっており、困りごとを抱えた時に、適切な相談先や支援につながるができる体制が必要です。
- 高齢者や家族が抱える困りごとを早期に把握し、必要な支援につなげるためには、専門職や関係機関だけでなく、地域の多様な主体とのつながりを生かした相談・支援体制が重要です。
- 介護人材実態調査によると、居宅介護支援事業所の45.5%が、障害や貧困など複合的な課題を抱える利用者への対応に難しさを感じています。高齢者本人だけでなく、世帯全体の状況を捉え、分野を超えた関係機関の連携により支援していくことが必要です。

【施策の方向】

- 地域包括支援センターが高齢者の身近な相談窓口として様々な相談を受け止めるとともに、専門職や関係機関、地域の多様な主体との連携を深め、必要な支援につながる体制の充実を図ります。
- 複数の課題を抱える高齢者や家族、既存の制度では対応が難しいケースについて、重層的支援体制整備事業等と連携し、世帯全体の状況を踏まえた支援につなげます。
- 医療と介護の関係者がそれぞれの専門性を生かして連携できるよう、在宅医療・介護連携を推進し、住み慣れた地域で必要な医療や介護を受けられる体制づくりを進めます。
- 地域ケア会議等を通じて、医療・介護・福祉の専門職や民生委員、地域住民などが個別の事例から把握した課題を共有し、関係者間の連携や地域に必要な支援の充実につなげます。

【指標と目標】

指標	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※ 検討中			

【主な施策】

施策	内容	所管課
①地域ケア会議の開催	地域ケア会議を開催し、地域の課題を的確に把握し、多職種間での情報共有を図るとともに課題を解決するための手法を検討します。	介護福祉課
②生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター（SC）1層が市全体の地域資源の把握や地域課題解決のための取組を行います。	介護福祉課
③在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護支援の連携を図る窓口を設置・運営し、医療と介護が主に共通する4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）の一体的な提供に向け西多摩医師会や西多摩保健所と連携します。	介護福祉課
④地域包括支援センター運営協議会	年に2回、「地域包括支援センター運営協議会」を開催し、3か所の委託型地域包括支援センターが適切に機能を果たしているか等運営と課題について審議します。	介護福祉課

地域包括支援センターの主な業務

施策	内容
①総合相談・支援事業	高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々なかたちでの支援を可能とするため、総合的な相談支援の取組を行います。
②権利擁護事業	高齢者虐待が疑われる場合には、必要に応じて高齢者を保護し、養護者の方に対しては介護負担軽減等の適切な支援を図ります。
③包括的・継続的ケアマネジメント事業	関連機関との連携を図るため、地域包括支援センターが中心となって「福生市主任介護支援専門員連絡会」を開催し、事例検討会や研修会を通して、介護サービスの質の向上を図ります。
④介護予防ケアマネジメント	介護認定が総合事業対象者・要支援1・要支援2の方のケアマネジャーとして、ケアプランを作成します。
⑤生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター（SC）2層が地域などと連携し、地域資源の把握や地域課題解決のための取組を行います。

【関連事業】

施策	内容	所管課
①重層的支援体制整備事業	複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため、関係部署と協力し、属性を問わない 包括的相談支援、社会参加に向けた支援 、地域づくりに向けた支援等の重層的支援体制の構築を進めます。	社会福祉課

施策の方向性4 見守り支援の強化



【現状・課題】

- 高齢者単独世帯は増加傾向にあります。また、「東京都世帯数の予測」では、高齢者世帯の割合は令和12(2030)年の34.2%から令和27(2045)年には36.9%まで上昇することが見込まれています。高齢者生活実態調査では、孤独死への不安や見守りの充実を求める意見もみられており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、地域における見守りの重要性がますます高まっています。
- 支援を必要とする高齢者の変化に早期に気づき、必要な支援につなげるため、地域住民や民生委員、事業者など、地域の様々な主体による見守りや連携が重要です。
- 特殊詐欺や悪質商法など、高齢者を狙った犯罪や消費者被害の手口は多様化しており、被害防止に向けた取組が必要です。
- 災害時には、自力での避難が難しい高齢者などへの支援が必要となることから、平時から地域や関係機関等との連携を図り、災害時の支援に備えておくことが重要です。

【施策の方向】

- 地域住民や民生委員、協力事業者等と連携した見守りを進めるとともに、高齢者見守りステーションによる訪問や相談等を通じて、高齢者の異変や支援の必要性を早期に把握し、適切な相談・支援につなげます。
- 緊急通報システムや救急医療情報キット等を活用し、ひとり暮らし高齢者等が急病や事故などの緊急時に迅速な対応を受けられる環境を整えます。
- 特殊詐欺や悪質商法等による被害を防止するため、防犯や消費者被害に関する情報提供や啓発、自動通話録音機の貸出し等を行います。
- 災害時に支援を必要とする高齢者について、民生委員や地域住民、関係機関、関係部署等と連携し、平時からの備えや避難支援体制の充実を図ります。

【指標と目標】

指標	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※ 検討中			

【主な施策】

施策	内容	所管課
①救急代理通報システム	慢性疾患があるなど常時注意を要する状態にあり、一人暮らし等の方に無線発報器を貸与することにより、緊急事態に陥ったとき民間の受信センターに通報しスタッフが対応します。	介護福祉課
②配食サービス事業	安否確認を必要とし、食事の準備が困難な高齢者に対し食事を配達します。	介護福祉課
③救急医療情報キット	救急車を呼ぶような緊急時に、意識を失うなどしてご自身の状況を救急隊員に説明できない事態が想定されます。そうした事態に備えて医療情報を入れた容器を冷蔵庫に保管することで救急医療に活かします。	介護福祉課
④高齢者見守りステーション	高齢者見守り相談事業として訪問活動により、心配な高齢者を早期に把握し、地域包括支援センター等の関連機関に繋がります。	介護福祉課

【関連事業】

施策	内容	所管課
①安全安心なまちづくりの推進	犯罪防止のための地域における自主的な活動の推進、学校等における安全の確保等総合的に施策を展開し、市民が安心して生活できる環境の整備を図ります。	防災危機管理課
②交通安全教育の推進	交通安全講習会等を実施することで、地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、高齢者の安全確保を推進します。	道路下水道課
③訪問販売等悪質商法取引等への対応	訪問販売等悪質商法取引等による被害を防止するとともに、購入契約等を結んでも解約できることや相談体制があることを、高齢者世帯等に周知します。	シティセールス推進課
④自動通話録音機の貸出し	特殊詐欺等の被害防止のための自動通話録音機を無料で貸し出します。	防災危機管理課
⑤自主防災組織への支援	「福生市地域防災計画」に基づき、地域住民による自主防災組織が行う消火・救援活動を支援するため、技術的指導や資機材の整備助成等に努めます。	防災危機管理課
⑥要配慮者（避難行動要援護者）への支援	高齢者や障害のある人の中には、災害時に自力で避難できない人や、家族がいる場合でも日中は一人で過ごしている人もいます。自主防災組織など地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、消防署や消防団、警察署、社会福祉協議会等と連携・協力し、非常時の対応を図っていきます。また、災害時に自力で避難できない要配慮者に対し、個別避難計画作成促進に努めます。	社会福祉課
⑦ゲートキーパー養成講座	地域住民をはじめ、介護予防リーダーや民生委員・児童委員等の様々な分野の方を対象に、ゲートキーパー養成講座を実施し、人材を育成します。	健康課

施策の方向性5 在宅生活支援の充実



【現状と課題】

- 高齢者が住み慣れた地域で生活をするためには、心身の状態や生活状況に応じて、日常生活を支えるサービスや移動手段、住まいなど、様々な面から在宅生活を支えていく必要があります。
- 高齢者の生活上のニーズが多様化する中、地域の様々な主体や資源を生かしながら、必要な支援につなげていくことが重要です。
- 高齢者生活実態調査では、スマートフォン、タブレット端末、パソコンなどのデジタル機器をどれも使っていない人の割合は、65歳から79歳までで約3.5%、80歳から89歳までで約13.0%となっており、高齢者にもデジタル機器の利用が広がっています。今後はデジタル機器を、必要な情報の収集や各種サービスの利用などに十分に活用できるよう支援することで、情報格差の縮小につなげていくことが求められます。

【施策の方向】

- 高齢者の心身の状態や生活状況に応じたサービスの充実を図り、日常生活上の負担や不便を軽減しながら、在宅生活の継続を支えます。
- 地域住民や民間事業者など、地域の様々な主体との連携を図り、それぞれの活動やサービスを生かしながら、高齢者の多様な生活ニーズに応じた支援につなげます。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まいの確保や居住環境の改善など、それぞれの状況に応じた居住支援の充実を図ります。
- デジタル化が進む中でも、高齢者が必要な情報やサービスを利用できるよう、情報収集や各種サービスの利用など、スマートフォン等のデジタル機器を日常生活の中で活用できるよう支援します。

【指標と目標】

指標	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※ 検討中			

【主な施策】

施策	内容	所管課
①自立支援日常生活用具給付事業	腰掛便座、入浴補助用具、歩行支援用具（杖）、スロープ（傾斜路）、シルバーカー（手押し車）などを給付します。	介護福祉課
②自立支援住宅改修給付事業	手すりの設置、床段差の解消、床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への取替え、浴槽及び給湯設備の改修、流し洗面台の取替えなどを行います。	介護福祉課
③家具転倒防止装置設置事業	高齢者のみの世帯において、家屋の家具に転倒防止装置を取り付けます。	介護福祉課
④生活支援ショートステイ事業	基本的な生活習慣の欠如、対人関係が成立しないなど社会適応が困難な高齢者に、短期間の宿泊により日常生活に対する指導・支援を行い、要介護状態への進行を予防します。	介護福祉課
⑤おむつ等助成事業	常時臥床の状態又はこれに準ずる状態の高齢者に、おむつ等の助成を行います。	介護福祉課
⑥訪問理美容サービス事業	理髪店又は美容院に出向くことが困難な常時臥床の状態又はこれに準ずる状態の高齢者に、訪問理美容サービスを提供します。	介護福祉課
⑦高齢者補聴器購入費助成事業	認知症の原因の一つである加齢性難聴に対して有効な補聴器購入費用の一部を助成します。	介護福祉課
⑧移送サービスの支援	移送サービスを実施している市内 NPO 団体等に補助金を交付することで、高齢者等の移動支援を行います。	介護福祉課
⑨福祉バスの運行	交通弱者である高齢者等を対象に市内の福祉施設を巡回するバスを運行します。	介護福祉課
⑩居住支援特別給付金	高齢者の居住の安定と福祉の向上を図るため、家賃の一部を助成します。	介護福祉課
⑪高齢者デジタルデバйд対策事業	高齢者の情報格差を解消するための、スマートフォン相談会やスマートフォン教室を実施します。	介護福祉課
⑫生活支援体制整備事業（再掲）	生活支援コーディネーター（SC）が地域などと連携し、地域資源の把握や地域課題解決のための取組を行います。	介護福祉課

【関連事業】

施策	内容	所管課
①図書館資料宅配貸出事業	寝たきりの状態又はこれに準ずる状態の高齢者等の自宅に図書等を配達します。	図書館
②高齢者用市営住宅の運営（シルバーピア）	住宅に困窮する高齢者のために、市営住宅を運営します。生活協力員を配置し日々の見守りを行います。	まちづくり計画課／ 介護福祉課

3 基本方針Ⅲ 認知症と共に生きる地域に向けて(認知症施策推進計画)

施策の方向性6 認知症の理解促進



【現状と課題】

- 認知症は、脳の病気などによって、記憶や判断力などの認知機能が低下し、日常生活に支障が出ている状態をいいます。症状やその現れ方は一人ひとり異なるため、認知症について正しく理解し、本人の気持ちや状況に応じて接することが大切です。
- 認知症になっても、本人の意思や希望が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症のある人とともに地域で暮らしていくという理解を広げていく必要があります。
- 本市では、認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座を実施するとともに、認知症のある人や家族、地域の人々が気軽に参加できる認知症カフェ（オレンジカフェ）など、認知症について学び、交流する機会を設けています。今後も、こうした取組を通じて認知症への理解を広げ、地域での見守りや支援、認知症のある人との交流など、具体的な活動につなげていくことが重要です。

【施策の方向】

- 「認知症になっても安心して暮らせるまち ふっさ」をスローガンとし、認知症の普及啓発を進めます。
- 認知症サポーター養成講座などを通じて、幅広い世代に認知症に関する正しい知識と理解を広げ、認知症のある人や家族を温かく見守る地域づくりを進めます。
- 認知症カフェ（オレンジカフェ）など、認知症のある人や家族、地域の人々が気軽に集い、交流することができる場の充実を図ります。

【指標と目標】

指標	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※ 検討中			

【主な施策】

施策	内容	所管課
①認知症ケアパス	認知症の進行状況に応じて活用できるサービスや社会資源を、福生市独自の情報を盛り込んだ認知症ケアパスの作成及び配布を行い、認知症の啓発、早期の気づき、相談ならびに受診につなげていきます。	介護福祉課
②認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知症のある人を温かく見守る「認知症サポーター」がさらに増えるように、幅広い年代に対して講座を行っていきます。	介護福祉課
③認知症サポーターステップアップ講座	認知症サポーターがさらに学びを深め、「チームオレンジ」の一員として地域で見守る体制づくりを行います。	介護福祉課
④認知症カフェ運営補助金（オレンジカフェ）	認知症のある人やその家族、地域の方など誰でも気軽に立ち寄り、ほっとしたひと時を過ごせる場が増えるように、色々な特色の認知症カフェ（オレンジカフェ）の開催を支援します。	介護福祉課
⑤チームオレンジの立上げ	認知症のある人や家族のニーズを支援するために認知症サポーターを中心としたチームオレンジが活動できるよう支援します。	介護福祉課
⑥認知症予防教室（脳とからだのトレーニング教室）	認知症予防に効果的とされている、体の運動と脳のトレーニングを同時に行います。併せて、栄養に関する要素なども取り入れた総合的な認知症予防教室を行います。	介護福祉課
⑦認知症に関する普及啓発	9月に認知症月間としてオレンジガーデニングプロジェクト等の認知症啓発を行い、介護・認知症予防情報誌「福☆生き生きだより」を定期的に発行し、市民向けに情報発信を行います。	介護福祉課

コラム 認知症月間の取組

内容検討中

- ・啓発ブースを図書館に！
- ・幅広い年代の方が利用する図書館
- ・何気なく、認知症に触れてほしい

写真

コラム オレンジガーデニングプロジェクト

内容検討中

「認知症になっても暮らしやすいまちをみんなで創っていこう!」という思いを共有し、楽しみながら花を育て、全国各地でオレンジ色の花を咲かせるプロジェクトです。オレンジ色は、認知症啓発のシンボルカラーです。

美容室、郵便局、金融機関、介護施設など市内のい

写真



【現状と課題】

- 認知症を抱える要介護者は増加しており、認知症の**ある人**やその家族を地域で支える必要性が高まっています。認知症になっても必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる環境づくりが求められます。
- 本市では、認知症に関する相談支援をはじめ、認知症カフェ（オレンジカフェ）や認知症家族の会など、認知症の**ある人**や家族が交流し、必要な情報や支援につながるための取組を進めています。現計画でも、認知症カフェは認知症のある人や家族、地域の人々が気軽に参加できる場、認知症家族の会は介護に携わる家族が語り、聞き合う場として実施されています。
- 一方、高齢者生活実態調査では、認知症状への対応に不安を感じる介護者や、認知症についてどこに相談すればよいか分からないという声もみられています。認知症の**ある人**や家族が必要な医療や介護、生活支援につながるとともに、認知症が疑われる段階から早期に相談・支援につながる体制を充実していく必要があります。
- また、認知症の症状や生活への影響は一人ひとり異なることから、本人の意思や権利を尊重し、本人の思いや希望を踏まえた意思決定を支えるとともに、**本人の声を認知症施策に反映していくことが重要です。**
- **こうした考え方を踏まえ、本計画の策定にあたっては、個人宅やグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅を訪問し、認知症のある人から、日頃の生活や思いなどについてお話を伺いました。**

【施策の方向】

- 認知症の**ある人**が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、本人の状態や生活状況に応じた支援を行い、家族への支援の充実を図ります。
- 認知症に関する相談に対応し、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等との連携を図りながら、認知症が疑われる段階から早期に必要な医療や介護、生活支援につなげます。
- 認知症カフェ（オレンジカフェ）や認知症家族の会などを通じて、認知症の**ある人**や家族が交流し、必要な情報や支援につながる機会の充実を図ります。
- 認知症総合支援事業や認知症ケアのネットワークづくりを通じて、医療・介護・福祉等の連携を進め、認知症のある人と家族を継続的に支える体制の充実を図ります。
- 認知症の**ある人**の意思や権利を尊重し、本人の思いや希望を踏まえた意思決定を支援するとともに、**本人の意見を認知症施策に反映する取組を進めます。**

【指標と目標】

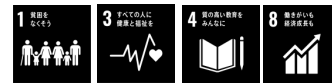
指標	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※ 検討中			

【主な施策】

施策	内容	所管課
① 認知症高齢者位置情報探索機器貸与事業	位置探索システム専用端末機を貸与することにより、認知症等の高齢者が行方不明になった場合に、現在位置を速やかに特定するなどの家族支援を行います。	介護福祉課
② 高齢者見守りキーホルダー・アイロンシール	緊急時の身元確認や家族等への迅速な連絡につながるよう、登録番号や連絡先の入ったキーホルダーとアイロンシールを交付します。	介護福祉課
③ 認知症総合支援事業	地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の早期診断・早期対応体制、関係機関のネットワークを形成し、認知症のある人への効果的な支援を行います。	介護福祉課
④ 認知症カフェ運営補助金（オレンジカフェ）（再掲）	認知症のある人やその家族、地域の方など誰でも気軽に立ち寄り、ほっとしたひと時を過ごせる場が増えるように、色々な特色の認知症カフェ（オレンジカフェ）の開催を支援します。	介護福祉課
⑤ 認知症家族の会	認知症家族の会メンバーで支え合い、会の活動が継続されるよう支援します。また、チームオレンジ立ち上げの際は、連携して取り組めるような関係を築きます。	介護福祉課
⑥ チームオレンジの立上げ（再掲）	認知症のある人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぎ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりの具体的な活動を行います。	介護福祉課
⑦ 認知症初期集中支援チーム	早期の段階で初期集中支援チームの支援に繋いでいけるよう、認知症支援コーディネーターを中心に連絡を取り合い連携を図ります。	介護福祉課
⑧ 拠点型の認知症疾患医療センターとの連携	センターが開催する各種会議や連絡会に参加し、他市町村との情報交換や西多摩地区の課題に対し取り組めることについて考えていきます。	介護福祉課
⑨ 地域型の認知症疾患医療センターとの連携	地域型の認知症疾患医療センターを活用し、地域に根ざした認知症施策の充実に努めます。	介護福祉課

4 基本方針Ⅳ 地域で支えあう介護の実現

施策の方向性8 介護保険事業の円滑な運営



【現状と課題】

- 高齢化の進展に伴い、介護保険サービスの需要はますます高まることが見込まれます。高齢者が状態やニーズに応じたサービスを適切に利用できるよう、サービス提供体制を確保するとともに、介護サービスの質の確保や介護保険制度の持続的かつ円滑な運営を図ることが必要です。
- 本市では、福生市認定ヘルパー養成研修会を実施しているほか、介護に関する資格取得・研修受講への支援など、介護人材の確保・育成・定着に取り組んでいます。
- 一方、福生市介護人材実態調査では、人材不足を理由にサービス提供を断った経験が「ある」と回答した事業所は、訪問系事業所で77.8%、居宅介護支援事業所で63.6%となっています。また、訪問系事業所では60代以上の介護職員が6割を超えるなど担い手の高齢化もみられることから、新たな担い手の確保とともに、人材の育成・定着や働きやすい環境づくりが必要です。
- 介護現場では、書類作成などの業務負担に加え、ICTの活用が十分に進んでいない状況もみられます。介護情報基盤の導入に向けた情報や理解、人員・時間の不足なども課題となっており、業務負担の軽減や生産性の向上に向けた支援が必要です。

【施策と方向性】

- 高齢者が必要な介護保険サービスを利用し、安心して地域で暮らし続けられるよう、サービス提供体制を確保するとともに、介護保険制度やサービスに関する分かりやすい情報提供を進めます。
- 適切なケアマネジメントや介護給付の適正化、介護サービス事業所への指導等を通じて、介護サービスの質の確保と介護保険事業の適正な運営を図ります。
- 引き続き、福生市認定ヘルパー養成研修会の実施や、介護に関する資格取得・研修受講への支援などに取り組み、介護人材の確保・育成・定着を図ります。
- 介護現場におけるICTの活用に必要な情報提供や支援を行い、業務負担の軽減や職場環境の改善、生産性の向上につなげます。

【指標と目標】

指標	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※ 検討中			

【主な施策】

施策	内容	所管課
①介護（予防）給付	一人ひとりの状況にあった適切な介護（予防）サービスを選択できるよう体制整備等を図ります。	介護福祉課
②介護予防・生活支援サービス事業	要介護状態になることを予防し、できる限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう体制整備等を図ります。	介護福祉課
③低所得者への配慮	介護保険料の多段階設定、特定入所者介護（予防）サービス費の支給、生計困難者に対する利用者負担軽減事業等、低所得の方へ配慮した施策を実施します。	介護福祉課
④介護保険制度・サービス等の情報提供	制度やサービスのパンフレットを作成し、配布するなど、介護保険制度の普及啓発を行うとともに、介護サービスの利用に当たり、適切なサービスを選択できるよう、情報を提供します。	介護福祉課
⑤介護給付の適正化	介護保険制度の適正な事業運営を図るため、国の「介護給付適正化計画に関する指針」及び東京都の「介護給付適正化計画」に基づき、給付の適正化に取り組みます。	介護福祉課
⑥福祉サービス第三者評価受審費補助金	福祉サービス第三者評価を受審する認知症高齢者グループホームに対し、その経費の一部を補助することで、受審を促進し、利用者の適切なサービス選択を支援します。	介護福祉課
⑦包括的・継続的ケアマネジメント事業	地域包括支援センターが中心となり、「福生市主任介護支援専門員連絡会」を開催し、事例検討会や研修会を通して、介護サービスの質の向上を図ります。	介護福祉課
⑧介護人材の確保・定着に向けた取組	介護サービス事業所における介護人材の確保・定着・スキルアップ等を支援することで、人材不足によるサービス提供困難を防ぎ、質の高いサービスの提供体制の確保に取り組みます。	介護福祉課
⑨介護現場の生産性向上の推進	介護事業所の指定申請等における「電子申請届出システム」の利用勧奨や、業務におけるICT機器等の導入支援により、介護現場における文書負担を軽減します。	介護福祉課

【関連事業】

施策	内容	所管課
①介護サービス事業所に対する実地指導及び集団指導の推進	介護保険制度への信頼性の維持及び制度の持続可能性を高めるため、介護サービス事業者に対する実地指導や指導・監督を強化するとともに、東京都が実施する介護サービス事業者への実地指導への同行指導を継続し、事業者の質の向上と介護給付の適正化を図ります。	社会福祉課／介護福祉課

介護給付適正化計画

介護保険制度の適正な運営を図るためには、利用者が必要とする適切な介護サービスを確保するとともに、介護給付の適正化を図ることが重要です。

第9期計画では、「要介護認定の適正化」「ケアプラン等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」の主要3事業について目標を設定し、介護給付の適正化に取り組んできました。

第10期計画では、引き続き主要3事業を着実に実施し、介護給付の適正化を推進します。

Ⅰ 要介護認定の適正化

【事業の趣旨】

- ・要介護認定調査の内容について、調査員及び居宅介護支援事業所等から提出された調査票の各項目を審査・点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図る。

【取組内容】

- ・国の要介護認定適正化事業における業務分析データを使用し、定期的に勉強会を実施することで、調査基準・判断の差異及び不整合が生じないように努める。

【目標】

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※ 検討中			

2 ケアプラン等の点検

【事業の趣旨】

- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した居宅介護サービス計画等の記載内容について、訪問や提出による調査を行い、介護支援専門員と自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有する。
- ・利用者の身体状況等を踏まえた住宅改修・福祉用具の利用となるよう、点検を行い、適正な給付に努める。

【取組内容】

- ・東京都の「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」に沿って、ケアプランがケアマネジメントの過程を踏まえた適切なものであるか介護支援専門員とともに検証確認し、健全な給付の実施を図る。
- ・住宅改修及び福祉用具利用の申請時に、全件を対象に、必要性や実態確認、カタログや見積書等の点検等を行うとともに、必要に応じてリハビリテーション専門職等から助言を受ける等により、点検の質の向上を図る。

【目標】

令和9年度	令和10年度	令和11年度
プラン点検数8件	プラン点検数8件	プラン点検数8件

3 医療情報との突合・縦覧点検

【事業の趣旨】

- ・利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供サービスの整合性や算定回数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な対応を行う。また、医療担当部署とのさらなる連携体制を構築し、医療と介護の重複請求を排除する。

【取組内容】

- ・東京都国民健康保険団体連合会へ委託をし、データ等を活用した点検を行う。
- ・委託分については、有効性が高いと見込まれる帳票に重点化し、効率的に点検を実施する。

【目標】

令和9年度	令和10年度	令和11年度
委託分 重点化対象帳票 100%実施	委託分 重点化対象帳票 100%実施	委託分 重点化対象帳票 100%実施

低所得者等への配慮

保険制度の持続可能性向上のため、低所得者に配慮した取組を実施します。

事業名	事業内容
①特定入所者介護（予防）サービス費の支給	要介護者で低所得の方が介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用した場合、及び要支援者で低所得の方が短期入所サービスを利用した場合、食費・居住費について補足給付を行い、利用者の負担軽減を図ります。
②高額介護（予防）サービス費の支給	介護サービスを利用した要介護者及び要支援者が支払った利用者負担額が一定の上限を超えた場合に、超えた額を支給します。
③高額医療合算介護（予防）サービス費の支給	各医療保険における世帯内で、介護保険及び医療保険の自己負担額を年間で合算し、一定の上限額を超えた場合に、超えた額を支給します。
④障害者施策によるホームヘルプサービス利用者に対する助成	障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害者が、介護保険制度の適用を受けることになった場合に、利用者負担額を全額免除して利用者の負担軽減を図ります。
⑤生計困難者に対する利用者負担軽減事業	低所得で生計が困難な方について、介護保険サービスを提供する社会福祉法人及び介護保険サービス事業者が、利用者負担の軽減を行います。
⑥保険料多段階設定	被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階の設定を行います。
⑦保険料減免・徴収猶予	災害等により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合や、収入が著しく減少した等の一定の基準に該当する場合は、保険料の減免・徴収猶予を行います。
⑧利用者負担割合の変更	災害等により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合や、収入が著しく減少した等の一定の基準に該当する場合は、利用者負担の減額・免除を行います。
⑨要介護旧措置入所者への対応	介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所していた旧措置入所者については、介護保険利用者負担が従前の費用徴収額を上回らないように軽減措置を設けており、当分の間適用されます。

コラム
内容検討中



【現状と課題】

- 介護が必要になっても、誰もが自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険サービスをはじめとする必要な支援につながり、家族や地域、医療・介護などが連携して支える地域づくりが重要です。
- 在宅介護実態調査では、主な介護者は「子」が52.6%、「配偶者」が35.1%となっており、50～60代の就労世代による介護が多くみられます。また、働いている介護者の34.4%が、介護のために労働時間を調整しながら働いているほか、介護による身体的・精神的負担や仕事との両立への不安もみられることから、仕事と介護の両立を支援するとともに、家族介護者の負担軽減に向けた取組が必要です。
- 介護保険サービスを利用していない理由として、「家族が介護をするため、必要ない」と回答した人も一定数おり、家族の介護でサービス利用を補っている状況がみられます。家族介護者が介護を一人で抱え込むことなく、必要に応じて相談し、支援を受けることができる地域づくりが必要です。

【施策の方向性】

- 家族介護者が仕事や自身の生活と介護を両立できるよう、介護保険制度や各種支援制度に関する情報提供や相談支援を行うとともに、家族介護者の負担軽減に向けた取組を進めます。
- 地域包括支援センターを身近な相談窓口として、高齢者や家族からの相談に対応するとともに、複雑化・複合化した課題については、重層的支援体制整備事業を通じて関係機関が連携して支援します。
- 地域ケア会議等を通じて地域の課題を把握・共有するとともに、医療・介護をはじめとする関係機関の連携を進め、高齢者とその家族を地域全体で支える取組を推進します。

【指標と目標】

指標	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※ 検討中			

【主な施策】

施策	内容	所管課
①介護保険制度・サービス等の情報提供(再掲)	制度やサービスのパンフレットを作成し、配布するなど、介護保険制度の普及啓発を行うとともに、介護サービスの利用に当たり、適切なサービスを選択できるように、情報を提供します。	介護福祉課
②地域包括支援センター事業の展開	高齢者の介護予防から見守り、地域包括ケアまで総合的に推進する拠点として、地域の高齢者のニーズに応じた事業を実施します。	介護福祉課
③家族介護支援事業	介護を担っている家族に対して、介護方法、健康づくり等についての知識、技術の習得を目的とした教室を開催します。	介護福祉課
④地域ケア会議の開催(再掲)	介護保険法の規定に基づき、高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制の検討を行います。	介護福祉課
⑤在宅医療・介護連携推進事業(再掲)	在宅医療・介護支援の連携を図る窓口を設置・運営し、医療と介護が主に共通する4つの場面(日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り)の一体的な提供に向け西多摩医師会や西多摩保健所と連携します。	介護福祉課

【関連事業】

施策	内容	所管課
①重層的支援体制整備事業(再掲)	複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため、関係部署と協力し、属性を問わない包括的相談支援、社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援等の重層的支援体制の構築を進めます。	社会福祉課

■在宅医療と介護の提供体制の目指すすがた

日常の療養の支援	多職種連携による患者や家族の観点からの医療・介護の提供 家族への支援・認知症ケアパスを活用した支援
入退院支援	入院医療機関と在宅医療・介護に係る機関との退院支援の実施・一体的でスムーズな医療・介護サービスの提供
急変時の対応	患者の急変時における救急との情報共有
看取り	エンディングノート・もしもカード

第3章 介護保険事業計画

1 介護保険事業の体系

(1) 介護保険事業の体系

介護保険料を財源とする事業には、保険給付事業と地域支援事業があります。

地域支援事業は、要介護・要支援状態になることを予防するとともに、社会に参加しつつ、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。

保険給付事業	介護給付
	予防給付
地域支援事業	介護予防・日常生活支援事業
	介護予防・生活支援サービス事業
	一般介護予防事業
	包括的支援事業・任意事業

・訪問型サービス

・通所型サービス

・その他の生活支援サービス

・介護予防ケアマネジメント

一般介護予防事業

・介護予防把握事業

・介護予防普及啓発事業

・地域介護予防活動支援事業

・一般介護予防事業評価事業

・地域リハビリテーション活動支援事業

包括的支援事業・任意事業

包括的支援事業(地域包括支援センター運営)及び任意事業

・地域包括支援センター運営事業

・家族介護支援事業

・その他の事業

包括的支援事業(社会保障充実分)

・在宅医療・包括連携推進事業

・生活支援体制整備事業

・認知症総合支援事業

・地域ケア会議推進事業

(2) 保険給付サービスの体系

介護保険制度に基づく保険給付は次のとおりです。

保険給付は、要介護者（要介護1～5）を対象とする介護給付サービスと、要支援者（要支援1・2）を対象とする予防給付サービスがあります。

介護給付	予防給付
●居宅サービス ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具購入費 ・住宅改修費 ・特定施設入居者生活介護	●介護予防サービス ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具購入費 ・介護予防住宅改修費 ・介護予防特定施設入居者生活介護
●地域密着型サービス ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	●地域密着型介護予防サービス ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護
居宅支援介護	介護予防支援
●施設サービス ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	

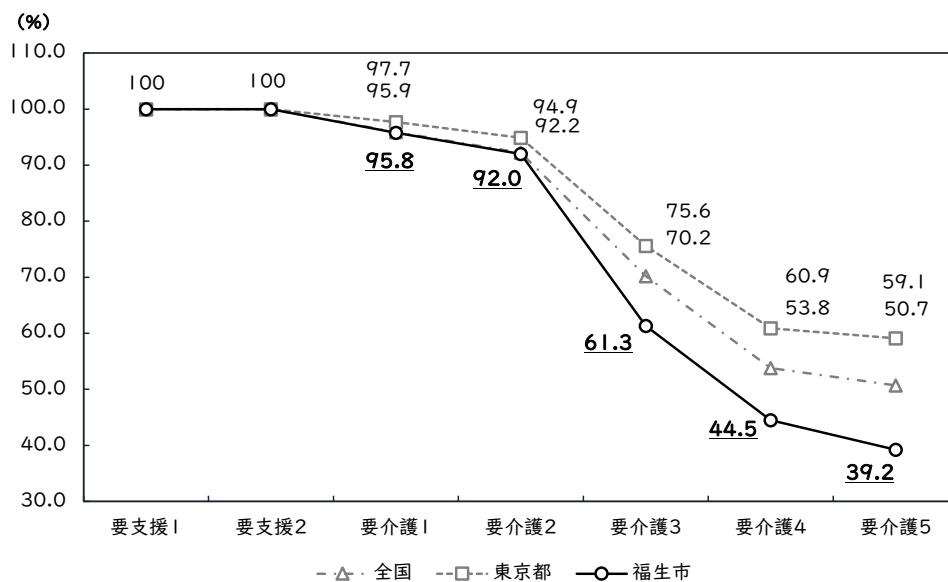
2 介護保険事業の利用状況

- 福生市の令和6年度の介護サービス利用率は、79.5%で、全国及び東京都平均と比較して高い利用率でした。
- 要介護度別に見た、在宅・居住系サービスの利用者割合は、全国及び東京都平均と比較すると、介護度が重くなるほど、在宅・居住系サービスの利用者割合が低下しています。
- 要介護度別に見た施設サービス受給率は、全国や東京都平均と比較して、特に要介護3以上の受給率は高い傾向にあります。
- サービスごとに、第9期計画期間中の利用状況をまとめました。なお、令和8(2026)年度については、国から提供された「地域包括ケア見える化システム」の将来推計機能を使用した推計値等を掲載しています。

【令和6年度介護サービス利用率の比較】

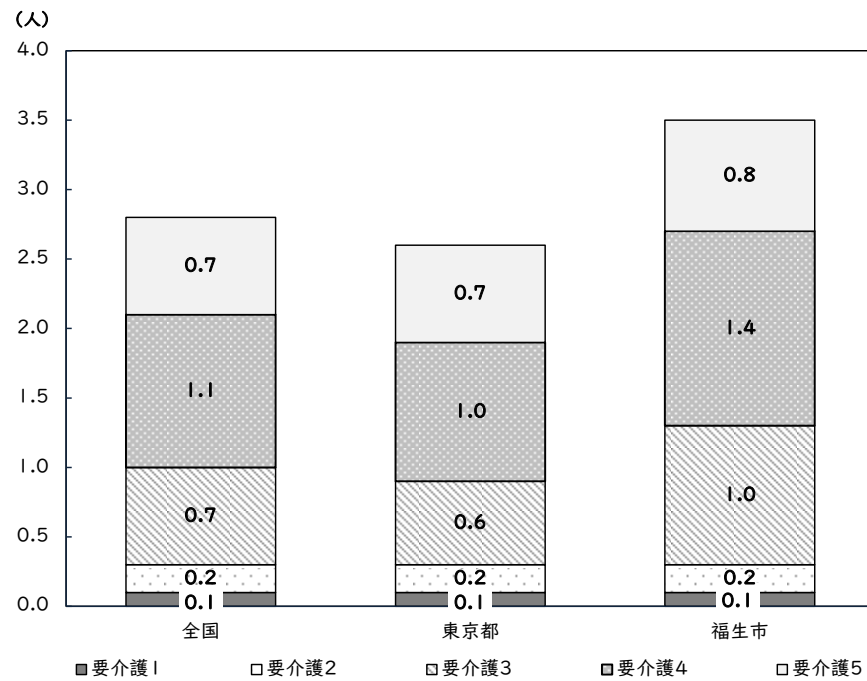
	全国	東京都	福生市
介護サービス利用率	76.1%	73.5%	79.5%

【第1号被保険者の要介護度別在宅・居住系サービス利用者割合】



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（令和6年）

【要介護度別施設サービス受給率】



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和6年）

【第9期の総事業費】

(単位:千円)

	令和6年度実績 (2024)	令和7年度実績 (2025)	令和8年度見込み (2026)
総事業費	4,974,899	5,077,191	(調整中)
標準給付費	4,500,583	4,584,723	(調整中)
総給付費	4,237,755	4,320,955	(調整中)
在宅サービス	1,898,452	1,934,821	(調整中)
居住系サービス	349,203	336,539	(調整中)
施設サービス	1,990,100	2,049,595	(調整中)
その他経費	262,828	263,768	(調整中)
地域支援事業費	237,158	246,234	(調整中)
介護予防・日常生活支援 総合事業費	126,671	132,206	(調整中)
包括的支援事業及び任意事業 (地域包括支援センターの運営)	110,487	114,028	(調整中)
包括的支援事業 (社会保障充実分)	(調整中)	(調整中)	(調整中)

- 在宅サービス…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護医療院）、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護
- 居住系サービス…特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
- 施設サービス…介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
- その他経費…特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、算定対象審査支払手数料

(1)居宅サービス・介護予防サービスの利用状況

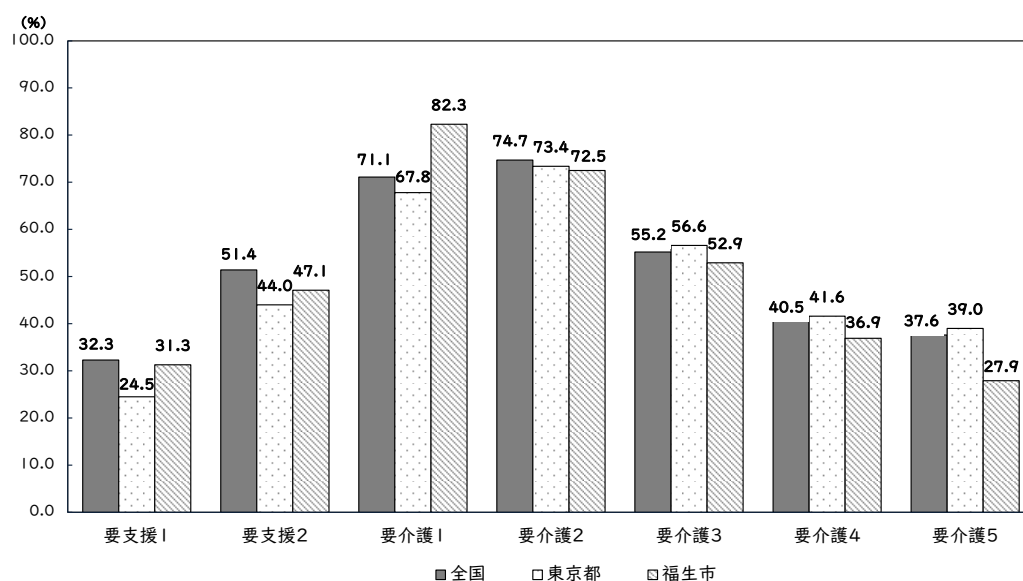
- 居宅サービスの利用者数は増加しており、令和7（2025）年度には 1,641 人と、令和3（2021）年度と比較し、190 人増加しています。
- 在宅サービス利用率を要介護度別にみると、要介護1で利用率が最も高くなり、以降介護度が重くなるにしたがい、利用率は低くなります。
- 特に利用実績の伸びが大きいサービスは、訪問入浴介護、特定福祉用具販売費で、どちらも、計画値を大きく上回るとともに、前年度と比較して給付費が増大しています。

【居宅サービス利用者数の推移】

区分	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)
居宅サービス	1,451 人	1,549 人	1,587 人	1,601 人	1,641 人

資料：事務報告（各年度 3 月末現在）

【在宅サービスの要介護度別利用率】



資料：見える化システム（令和 6 年年報）

【計画値を上回った主なサービス】

(単位:円)

	令和6年度 実績 (2024)	令和7年度 実績 (2025)	令和8年度 見込 (2026)
調整中			

(2)地域密着型(介護予防)サービスの利用状況

地域密着型サービスについては、認知症対応型通所介護の利用実績が増大しています。

【地域密着型サービスの利用者推移】

区分	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)
地域密着型サービス利用者数	215 人	229 人	208 人	226 人	229 人

資料：事務報告（各年度 3 月末現在）

【計画値を上回った主なサービス】

（単位：円）

	令和6年度 実績 (2024)	令和7年度 実績 (2025)	令和8年度 見込 (2026)
調整中			

(3)施設サービスの利用状況

- 施設入所者数は、令和6年度に一時減少したものの、令和7年度には 561 人となり、令和3年度と比べて 37 人増加しています。介護老人福祉施設の利用者が全体の約7割を占めており、介護老人保健施設はおおむね横ばいで推移しています。
- 令和6・7年度においては、計画値の範囲内で推移しています。

【施設サービスの利用者数推移】

区分	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)
介護老人福祉施設	349 人	370 人	365 人	354 人	378 人
介護老人保健施設	158 人	150 人	160 人	145 人	159 人
介護医療院	13 人	21 人	21 人	26 人	24 人
合計	524 人	543 人	547 人	525 人	561 人

資料：事務報告（各年度 3 月末現在）

(4)地域支援事業の利用状況

- 介護予防に関する事業で、運動機能の向上や栄養指導、認知症予防等の様々なプログラムを実施しています。

【介護予防・日常生活支援総合事業等の推移】

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度見込 (2026)
介護予防・日常生活支援サービス事業			
訪問型サービス		調整中	
通所型サービス			
短期集中通所型サービス			

【一般介護予防事業】

	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	
	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)
柔道整復師筋力向上トレーニング	21	522	21	519	21	522
高齢者いきいき体操教室	6	102	6	109	6	110

資料：事務報告（各年度3月末現在）

【地域リハビリテーション活動支援事業】

	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	
	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)
運動指導員派遣	154	1,753	169	1,858	186	2,188
理学療法士派遣事業	5	79	8	125	4	69
保健師派遣	—	—	—	—	2	40
栄養士派遣	—	—	—	—	1	19
歯科衛生士派遣	—	—	—	—	5	108

資料：事務報告（各年度3月末現在）

【認知症総合支援事業】

	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	
	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)
認知症予防教室	6	67	6	95	26	288

(5)サービス系列別一人当たり給付月額

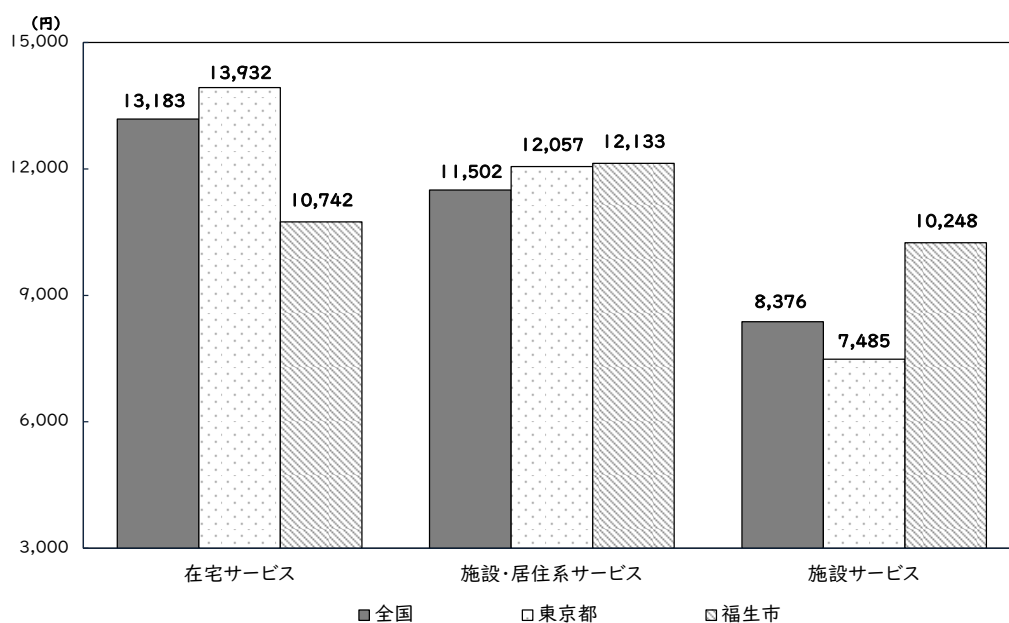
サービス系列別第Ⅰ号被保険者一人当たりの給付月額（令和6（2024）年、性・年齢調整前）について、全国や東京都平均と比較すると、在宅サービスの給付月額は低く、施設サービスが高いことが分かります。施設サービスの第Ⅰ号被保険者一人当たりの給付月額は、26 市で3番目に高い金額です。

（サービス系列別第Ⅰ号被保険者一人当たり給付月額）

	全国	東京都	福生市
在宅サービス	13,183	13,932	10,742
施設・居住系サービス	11,502	12,057	12,133
施設サービス	8,376	7,485	10,248

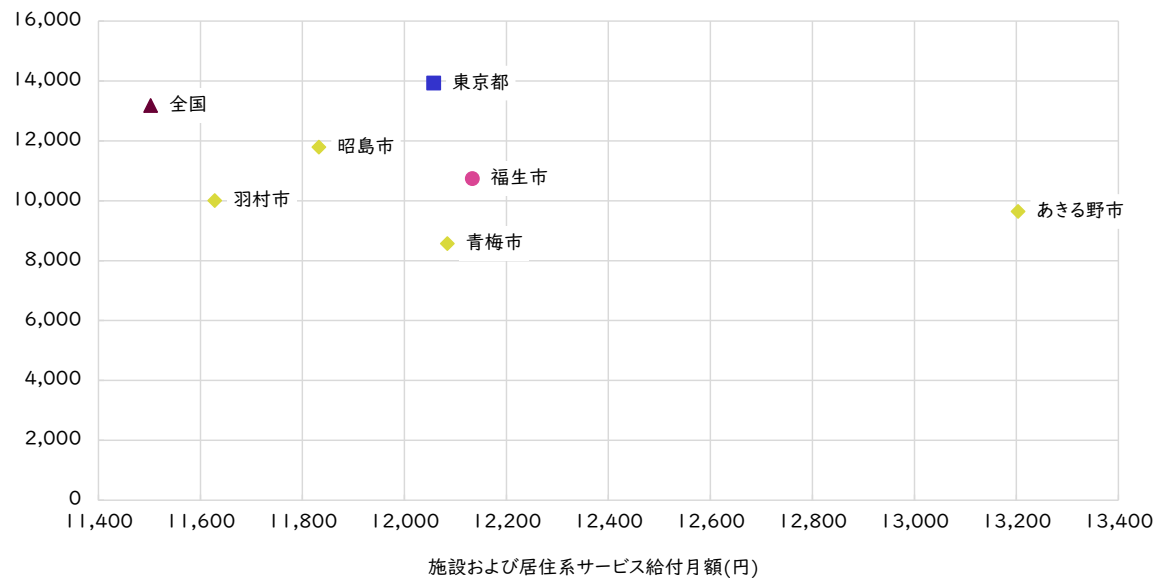
資料：見える化システム（令和6（2024）年）（性・年齢調整前）

（単位：円）



- 施設サービス…介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
- 施設・居住系サービス…施設サービスと認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

【第Ⅰ号被保険者一人当たり給付月額（在宅サービス・施設及び居住系サービス）】



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和6年）

3 介護保険事業の展開

(1)居宅サービス・介護予防サービスの利用見込み

- 居宅サービスには、介護や入浴介護、看護、リハビリなどのサービスを自宅で受けるものと、通所や短期入所により受けるものがあります。また、福祉用具や住宅改修など費用が支払われるものもあります。
- 介護予防サービスは、要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。
- 高齢者が在宅生活を継続できるよう、介護サービス事業者と連携して、引き続き居宅サービス及び介護予防サービスの普及を促進していきます。また、医療を必要とする要介護者の在宅療養支援の充実を図るため、訪問看護等の医療系サービスの基盤強化に努めていきます。
- 掲載する実績は介護保険事業状況報告に基づく各年度の平均実績値を、推計は国から提供された「地域包括ケア見える化システム」の将来推計機能を使用した推計値を、令和8（2026）年度についてはこれまでの実績を基にした見込み値を掲載しています。

①訪問介護(ホームヘルプサービス)

○ サービス概要

訪問介護は、訪問介護員(ホームヘルパー)が要介護者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスです。

○ 利用見込みの方向性

調整中

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
調整中							

②訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

○ サービス概要

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護は、自宅の浴槽での入浴が困難な要介護者に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者のご自宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。

○ 利用見込みの方向性

調整中

■ 訪問入浴介護

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
調整中							

■ 介護予防訪問入浴介護

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
調整中							

③訪問看護、介護予防訪問看護

○ サービス概要

訪問看護・介護予防訪問看護は、医師の指示に基づき、看護師等が要介護者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。

○ 利用見込みの方向性

調整中

【サービスの利用実績と利用見込み】

■ 訪問看護

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
調整中							

■ 介護予防訪問看護

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
調整中							

④訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

○ サービス概要

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションは、医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が要介護者のご自宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

○ 利用見込みの方向性

調整中							
-----	--	--	--	--	--	--	--

【サービスの利用実績と利用見込み】

■ 訪問リハビリテーション

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
調整中							

■ 介護予防訪問リハビリテーション

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
調整中							

⑤居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

○ サービス概要

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は、在宅で療養していて、通院が困難な要介護者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行うサービスで、ケアマネジャーに対して、ケアプランの作成に必要な情報提供も行います。

○ 利用見込みの方向性

調整中

【サービスの利用実績と利用見込み】

■ 居宅療養管理指導

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
調整中							

■ 介護予防居宅療養管理指導

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
調整中							

⑥通所介護(デイサービス)

○ サービス概要

通所介護は、デイサービスセンター等において、要介護者に食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰り提供サービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

○ 利用見込みの方向性

調整中

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
調整中							

⑦通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

○ サービス概要

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、介護老人保健施設や診療所、病院において、要介護者に対して日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。

○ 利用見込みの方向性

調整中

■通所リハビリテーション

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
調整中							

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
調整中							

⑧短期入所生活介護(ショートステイ)、介護予防短期入所生活介護

○ サービス概要

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等への短期間の入所により、要介護者に食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

一定期間、介護から解放される利用者家族にとって、自分の時間を持つことができたり、介護負担の軽減を図ることができます。また、利用者家族の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時にも役に立ちます。

○ 利用見込みの方向性

調整中

【サービスの利用実績と利用見込み】

■ 短期入所生活介護(ショートステイ)

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計

調整中

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

調整中

⑨短期入所療養介護(医療型ショートステイ)、介護予防短期入所療養介護

○ サービス概要

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護は、介護老人保健施設や診療所、病院などへの短期間の入所により、要介護者に医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービスです。一定期間、介護から解放されるため、利用者家族は自分の時間を持つことができたり、介護負担の軽減を図ることができます。また、利用者家族の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時にも役に立ちます。

○ 利用見込みの方向性

調整中

【サービスの利用実績と利用見込み】

■ 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計

調整中

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

調整中

⑩福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

○ サービス概要

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与は、要介護者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスです。また在宅での介護を行っていくうえで福祉用具は重要な役割を担っています。

○ 利用見込みの方向性

調整中

【サービスの利用実績と利用見込み】

■福祉用具貸与

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計

調整中

■介護予防福祉用具貸与

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

調整中

⑪特定福祉用具購入費、特定介護予防福祉用具購入費

○ サービス概要

特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費は、要介護者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスです。福祉用具の購入は、その用途が「貸与になじまないもの」である用具が対象となります。

○ 利用見込みの方向性

調整中

【サービスの利用実績と利用見込み】

■ 特定福祉用具購入費

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
調整中							

■ 特定介護予防福祉用具購入費

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
調整中							

⑫住宅改修費、介護予防住宅改修費

○ サービス概要

住宅改修費・介護予防住宅改修費は、在宅の要介護者が、住み慣れた自宅で生活を続けられるように、住宅の改修を行うサービスです。利用者だけではなく、周りで支える家族の意見も踏まえて改修計画を立てていきます。

○ 利用見込みの方向性

調整中

【サービスの利用実績と利用見込み】

■住宅改修費

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
調整中							

■介護予防住宅改修費

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
調整中							

⑬特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

○ サービス概要

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護は、介護保険の指定を受けた介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が、入居している要介護者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

○ 利用見込みの方向性

調整中							
-----	--	--	--	--	--	--	--

【サービスの利用実績と利用見込み】

■ 特定施設入居者生活介護

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
調整中							

■ 介護予防特定施設入居者生活介護

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
調整中							

【サービスの利用実績と利用見込み】

	箇所数	定員数
有料老人ホーム(介護付)	調整中	
軽費老人ホーム(ケアハウス)		
住宅型有料老人ホーム		
サービス付き高齢者向け住宅		

⑭居宅介護支援、介護予防支援

○ サービス概要

居宅介護支援・介護予防支援は、要介護者が自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行うサービスです。

制度上「自宅（居宅）」とされる住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の利用者（入居者）も利用します。

○ 利用見込みの方向性

調整中

■ 居宅介護支援

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
調整中							

■ 介護予防支援

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
調整中							

(2)地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの見込み

- 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスは、要介護・要支援に認定された高齢者ができる限り住み慣れた自宅又は地域で生活ができるよう、区市町村がニーズに応じて提供するサービスとして定められたものです。本市が指定した地域密着型サービスを利用できるのは、原則として本市の被保険者のみです。
- 今後、ますます増加する認知症高齢者や一人暮らし高齢者等に対応するため、24 時間 365 日在宅生活を支えることができるサービスの整備が必要となります。
- 一部サービスについては、近隣自治体（昭島市、青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町）と協定を交わし、指定同意の事務手続きの簡素化を図るなど、利用者の円滑なサービス利用に努めます。
- 当市には整備されていない地域密着型サービスの利用の必要性がある場合には、事業所所在地の区市町村長の同意を得るよう努めるなど、引き続き、市としても可能な限り、利用者やご家族の意向に寄り添い、安心して在宅生活を送ることができるよう支援します。
- 国は、地域密着型サービスについて、事業者確保が困難な地域では、周辺市町村と連携し、既存施設の有効活用等を図ることにより、その地域の特性に応じたサービス提供体制の確保を行うことを想定しているとの指針を示しています。本市では、その指針を踏まえ、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みから、整備の必要性が高いサービスについて優先順位を検討したうえで、今後の整備の方向性について検討を行います。
- 掲載する実績は、介護保険事業状況報告に基づく本市の各年度の平均実績値を、推計は国から提供された「地域包括ケア見える化システム」の将来推計機能を使用して推計したものです。令和8（2026）年度についてはこれまでの実績を基にした見込み値を掲載しています。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○ サービス概要

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。

一つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

なお、令和9年度から夜間対応型訪問介護は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に統合予定です。

○ 利用見込みの方向性

調整中

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計

調整中

【サービスの整備計画】

	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
--	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

調整中

②地域密着型通所介護

○ サービス概要

地域密着型通所介護は、日中、利用定員 18 人以下の小規模のデイサービスセンター等において、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

○ 利用見込みの方向性

調整中

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計

調整中

【サービスの整備計画】

	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
--	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

調整中

③認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

○ サービス概要

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護は、通所の認知症利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行います。

○ 利用見込みの方向性

調整中

■ 認知症対応型通所介護

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

調整中

■ 介護予防認知症対応型通所介護

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

調整中

【サービスの整備計画】

	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
--	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

調整中

④小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

○ サービス概要

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護は、要介護者の希望などに応じて、通いによるサービスを中心に訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行います。

○ 利用見込みの方向性

調整中

【サービスの利用実績と利用見込み】

■小規模多機能型居宅介護

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

調整中

■介護予防小規模多機能型居宅介護

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

調整中

【サービスの整備計画】

	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
--	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

調整中

⑤認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

○ サービス概要

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護とは、認知症高齢者グループホームのことで、認知症の利用者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。少人数の家庭的な雰囲気の中で、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指します。

○ 利用見込みの方向性

調整中

【サービスの利用実績と利用見込み】

■ 認知症対応型共同生活介護

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
調整中							

■ 介護予防認知症対応型共同生活介護

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
調整中							

【サービスの整備計画】

	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
調整中						

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

○ サービス概要

地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員が 29 人以下の介護保険の指定を受けた介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している要介護者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

○ 利用見込みの方向性

調整中							
-----	--	--	--	--	--	--	--

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
調整中							

【サービスの整備計画】

	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
調整中						

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○ サービス概要

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

○ 利用見込みの方向性

調整中							
-----	--	--	--	--	--	--	--

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
調整中							

【サービスの整備計画】

	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
	調整中					

⑧看護小規模多機能型居宅介護

○ サービス概要

看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ
て提供するサービスで、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家
や地域で安心して生活することが可能になります。

○ 利用見込みの方向性

調整中

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

調整中

【サービスの整備計画】

	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
--	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

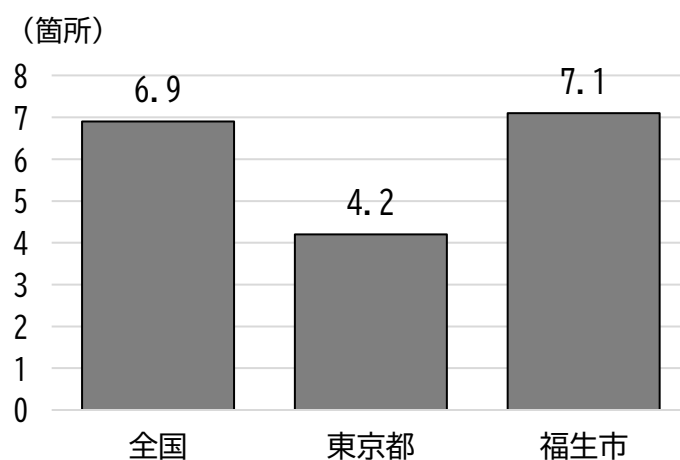
整備箇
定員数

調整中

(3)施設サービスの利用見込み

- 要介護1～5の認定者は、介護保険施設に入所し、介護や看護、リハビリテーション、療養などのサービスを受けることができます。
- 本市は全国や東京都と比較して、施設サービス基盤が整備されており、また有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等のサービスを利用できる住まいも充足していることから、施設サービスについては、第10期計画期間中に新たな整備は行わない方針です。
- 掲載する実績は介護保険事業状況報告に基づく各年度の平均実績値を、推計は国から提供された「地域包括ケア見える化システム」の将来推計機能を使用した推計値を、令和8(2026)年度についてはこれまでの実績を基にした見込み値を掲載しています。

【介護老人福祉施設事業所数[人口10万人あたり]】



資料：厚生労働省「介護保険総合データベース」および

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(令和6年)

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

○ サービス概要

介護老人福祉施設は、寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい要介護者のための施設です。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられます。

○ 利用見込みの方向性

調整中

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
調整中							

【令和8年度のサービス箇所及び定員数】

	箇所数	定員数
調整中		

②介護老人保健施設

○ サービス概要

介護老人保健施設は、要介護者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設です。

利用者の状態に合わせた施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができます。

○ 利用見込みの方向性

調整中

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
調整中							

【令和8年度のサービス箇所及び定員数】

	箇所数	定員数
調整中		

③介護医療院

○ サービス概要

介護医療院は、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に提供します。

○ 利用見込みの方向性

調整中

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

調整中

【令和8年度のサービス箇所及び定員数】

	箇所数	定員数
--	-----	-----

調整中

(4)その他のサービス

①登録施設介護支援

○ サービス概要

有料老人ホームの見直しにあわせて、入居者に対するケアマネジメントの独立性を担保し、入居者のケアプラン作成と地域とのつながりへの支援を一体的に行う新たな相談支援の仕組みを創設します。

調整中

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

調整中

／月)

(5)地域支援事業の利用見込み

①介護予防・生活支援サービス事業

本ページは調整中

②包括的支援事業

委託型地域包括支援センターの運営として、「介護予防ケアマネジメント事業」、「総合相談支援・権利擁護事業」、「包括的・継続的マネジメント」事業に取り組みます。「認知症施策の推進」、「在宅医療・介護連携の推進」、「生活支援体制の整備」等は関係機関と連携しながら進めていきます。

本ページは調整中

に応じ
要支援
が自立

地域包括支援センターでは、介護報酬を財源とし、介護予防給付に関するマネジメント業務も併せて実施します。

- ・一次アセスメント(対象者の把握)
- ・介護予防ケアプランの作成
- ・サービスの提供後の再アセスメント
- ・介護予防プランのモニタリング及び評価

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計

(単位:人/月)

資料:事務報告書(各年度突き当り平均件数より)

4 第1号被保険者(65 歳以上)介護保険料の見込み

(1)介護保険事業の対象者

①高齢者人口の見込み

人口については、国立社会保障・人口問題研究所における日本の地域別将来人口推計（令和5年）では、将来人口が減少すると見込まれていますが、実際には人口は微増を続けています。

そのため、将来の人口及び高齢者数については、福生市人口ビジョンの数値を参照し、その結果を活用しました。

特に、介護が必要な状態につながりやすい85歳以上の人口が急速に増加しており、介護サービスの見込みに大きく影響すると見られています。

【福生市の高齢者人口の推計】

区分		第 8 期			令和 17 年度 (2035)	令和 22 年度 (2040)
		令和 9年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)		
人口(人)		調整中				
高齢者人口	人数(人)					
	割合(%)					
65～69 歳	(人)					
70～74 歳	(人)					
75～79 歳	(人)					
80～84 歳	(人)					
85～89 歳	(人)					
90 歳以上	(人)					
前期高齢者	人数(人)					
	割合(%)					
後期高齢者	人数(人)					
	割合(%)					
第2号 被保険者数	人数(人)					
	割合(%)					
都・高齢化率	割合(%)					
国・高齢化率	割合(%)					

(単位:人)

資料:事務報告書(各年度突き当たり平均件数より)

本ページは調整中

【第1号被保険者 要介護・要支援認定者数の推計】

区分	令和9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 17年度 (2035)	令和 22年度 (2040)
要支援1		調整中			
要支援2					
要介護1					
要介護2					
要介護3					
要介護4					
要介護5					
合計					

【第1号被保険者 要介護・要支援認定者数の推計】

調整中					
-----	--	--	--	--	--

③サービス受給率の見込み

本ページ以降は調整中

(2)介護給付見込み額

①介護サービス等給付費見込み

②介護予防サービス等給付費見込み

③総給付費の見込み

④標準給付費の見込み

⑤地域支援事業費の見込み

(3)財源構成

調整中

(4)保険料算定の流れ

調整中

(5)第10期介護保険料の所得段階と介護保険料の設定

調整中

第4章 計画の総合的な推進体制と進捗管理

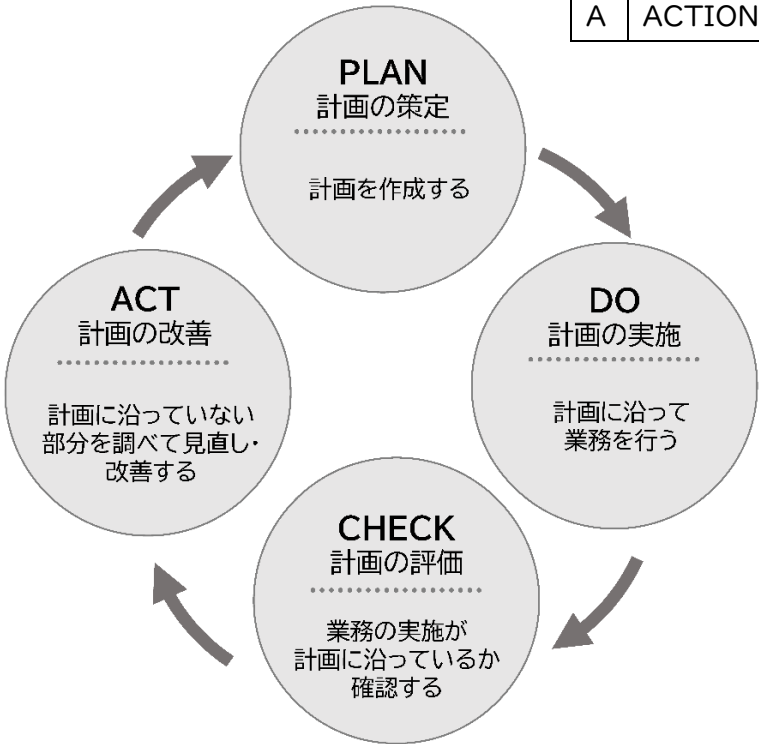
1 計画推進の体制

本計画を効果的・効率的に推進していくため、福祉・保険・医療分野を中心に全庁的な協力体制を確保しつつ、市民、事業者との連携・協働のもと、全力で取組を進めます。

2 計画の進捗管理

本計画の円滑・着実な実行のために、毎年、「福生市地域福祉推進委員会」へ進捗状況を報告して意見をいただくとともに、計画全体の進捗管理や評価を適切に行い、その結果を次期計画に反映して、施策等の一層の充実に努めていきます。

P	PLAN (プラン)	具体的な施策など
D	DO (ドゥ)	実行
C	CHECK (チェック)	点検・評価
A	ACTION (アクション)	改善



第3部 資料

1 用語解説

※調整中

【あ行】

2 福生市地域福祉推進委員会条例

※調整中

3 福生市地域福祉推進委員会委員名簿

※調整中

4 策定までの経過

※調整中

5 諮問書及び答申書(写し)

※調整中

奥付